

令和 7 年 9 月 5 日

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 日 開会

令和 7 年 9 月 12 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和7年9月5日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和 7 年第 3 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 3 号]

令和 7 年 9 月 5 日 (金)

午前 10 時 00 分 開議

会 期 令和 7 年 9 月 2 日～ 9 月 12 日 (11 日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	——	議長開議宣告	——
2	——	一般質問 (9 名) 1 澤本 幹男議員 2 高橋 邦男議員 3 榎戸 雄一議員 4 原島 幸次議員 5 伊藤 英人議員 6 相田恵美子議員 7 森田 紀子議員 8 宮野 亨議員 9 大澤由香里議員	——
3	7 陳情第 2 号	「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書	趣旨採択

(午後 3 時 47 分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。台風のさなかに議会が開かれまして、協力的に皆さん、参加していただきましてありがとうございます。午後の状況によっては、どうなるかちょっと相談しますが、通常どおり本会議を開きたいと思います。

その前に 2 点ばかりお願いがあります。

再質問の際に答弁に対してお礼の言葉を述べておりますが、これは申合せでなしということにしましたので、皆さんご了解をいただきたいと思います。

それから、質問中に他の議員の私語は慎んでいただきたいと思います。

では直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は配布のとおりであります。ご協力の程よろしく願います。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 9 名であります。これより通告順に行います。

はじめに、6 番、澤本議員から 2 問の通告を受理しておりますので、まず 1 点目の質問を許可します。

〔6 番 澤本 幹男君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） おはようございます。

それでは、1 問目、質問をさせていただきます。大規模災害発生時の初期対応についてでございます。

町には奥多摩町地域防災計画があり、昨年度全面改正されて読みやすくなりました。また、概要版もこの 4 月に発行されました。

計画の中で想定されている災害として地震、土砂災害、水害、火山噴火、大規模事故となっています。どの災害もいつ発生するか分かりません。発生した場合は初期対応が非常に大切だと思います。

昨年 1 月 1 日に発生した能登半島大地震のとき、石川県穴水町の職員の方の大半が参集できたのは 1 月 7 日だと聞きました。町民の方々は、テレビは見られず、インターネットも使えず、今どうなっているのか、どのような状況なのか分からず、非常に不安であったとも聞きました。

そこで、奥多摩町地域防災計画にある大規模災害が発生した場合の初期対応について以下伺います。

- 1、大規模災害が発生した場合に町職員の方の参集をどう確保するのか。
- 2、災害の被害状況の把握と情報収集はどうするのか。

3、情報を得られない町民への広報はどうするのか。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、澤本幹男議員の一般質問の1問目、大規模災害発生時の初期対応についてお答えをいたします。

1点目の大規模災害が発生したときに町職員の方の参集をどう確保するのかについてですが、町職員の配備態勢は災害の種類及びフェーズ、局面や段階によって分けられております。

次に、職員の参集に関して風水害、雪害等については、気象情報等によりあらかじめ態勢を整える時間的余裕があるものの、大地震については予測が困難で突発的に発生すること、また、業務時間中であるか、夜間、休日等の業務時間外であるかによって参集できる職員の状況は変わってくるものと考えます。

基本的には町地域防災計画 53 ページの「3、職員の参集」に示すとおりであります、同ページ「1、配備態勢」に示すとおり、震度5以上の発生、或いは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により災害対策本部を設置し、全職員が参集することとしております。

地震時における職員の参集は、原則として各職員が自ら収集する震度情報等により参集しますが、加えて町総務課から各管理職、課長職に職員の動員配備について連絡を行うこととし、連絡手段につきましては、電話、或いはグループLINEによることとしております。

なお、各課におきましては所属職員の緊急連絡網を設けており、それにより情報伝達を行います。ただし、大規模災害が発生し、町役場等への道路等が寸断された場合や職員が被災等している場合は、参集状況は大きく変わってくるものと想定されます。

参集の可否や参集場所への到着見込み時刻等につきましては、まずは課単位で把握することとしており、参集可能な職員が関係機関と連絡を図り、情報収集や災害応急対応を実施していくこととしております。

2点目の被害状況の把握と情報収集はどうするのかについてですが、町地域防災計画 60 ページ以降に記載のとおり、住民等から被害情報があった場合、基本的には町職員による現地調査班を編成し、被害状況の調査を行うこととしております。

また、現地への調査が困難である場合には町消防団に配備しているIP無線機、衛星無

線機等を活用して消防団員等を通じて被害状況を収集することとしております。

3点目の情報を得られない町民への広報はどうするのかについてですが、基本的に町では各世帯に配置している防災行政用無線の戸別受信機及び町内5か所に設置している屋外スピーカーにより広報・周知等を行います。

仮に何らかの理由で情報を得られない町民には、自治会や消防団といった地域組織等と連携し、必要な広報・周知を、また、併せてＬアラート等を通じての情報提供等についても対応を図ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） では、再質問させていただきます。

ご答弁の中に参集の可否や参集場所への到着見込み時刻等についてはまず課単位で把握することとしており、参集可能な職員が関係機関と連携を図り、情報収集や災害応急対応を実施していくとありました。大規模災害発生時、特に突然発生した大地震等の場合には参集の可否や参集場所への到着見込み時刻等は課単位でも把握が難しいことも考えられます。

そこで災害対策本部を設置するまでの間、本部長の命が来る前に、いち早く到着した職員で役場庁舎内に暫定的な災害対策室を設置する必要があると思います。そして、災害対策本部が設置された後に対応内容を引き継ぐこととすればよいと思います。それには職員の方だけではなく、元職員、場合によっては、庁舎近隣の方々にもお手伝いをいただくことも考えて初期対応の体制を構築する必要があると思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 6番、澤本議員さんからの再質問にお答えいたします。

只今再質問の中で参集の可否の部分についてということで、大規模災害のとき、町長の答弁の中で申し上げましたけども、なかなか要は計画どおりにはいかないんじゃないかということで、澤本議員さんからは別の見方で、こういったことをしたらどうかという提案をいただいたところでございます。

町役場として災害対策本部を、先程言ったように、大規模災害のとき自動設置するというような状況になります。そのときに本部長であります町長が何らかの理由で指揮監督ができない場合もあり得るというふうには考えておりますけれども、この場合には副町長、教育長、総務課長といった順に、本部長のまず職務を代理するという順位づけがつけられております。また、総務課長ができない場合は、またいわゆる組織標準ということになる

んですけども、課長の順番でということで指揮を取るということとなっております。

また、繰り返しとなりますけれども、震度5以上、或いは巨大地震警戒の発表がありますと、災害対策本部は本部長の命令にかかわらず自動設置ということになっております。このため実際の動きなんですけれども、いわゆる災害対策本部の中に本部事務局というものがございまして、これが総務課と企画財政課の職員が対応するということになっております。ここで本部の設置及び運営を含め事務的な部分をつかさどるということになります。また、その際必要に応じて防災関係機関、連絡班となりまして関係機関に連絡員の派遣を要請するということとしております。

各班の設置も町地域防災計画に示しているとおりでございますけれども、災害対策の状況や職員の参集状況に応じて職員配置の調整や必要な対策班の編成をすることとしているということでありますので、計画の中に一定の対策班というのはもう既に位置づけられているんですけども、そのときの災害状況だとか参集状況によっては、班の中でも人を動かしたりとかいうこともやっていこうというふうにしております。

また、この班の中で基本的には班長というものを立てておりまして、課長職が対応することになりますけれども、これも課長職が来られるかどうか分からないという状況もありますので、その際にはこれも順位づけなんですけど、課長補佐職、または係長職を班長とすることとしております。

ご提案いただきました暫定的な災害対策室につきましては、その名称こそついてはいないんですけども、実質的には職員の参集状況に応じて、今申し上げたようないわゆる対策室というような動きをすることとしております。

また、ご提案で元職員や庁舎近隣の方々のお手伝いに関してということでは、いただきました。ここの部分につきましてはですけども、お手伝いいただけるのはありがたいんですが、どうしても内部のことになりますと個人情報も含めていろいろな制約も出てきますので、本部内部組織ではなく、例えば各地域における町や自治会等の諸活動を支援するような、そういった活動にご協力いただければというふうに考えております。

なお、町職員に対しましても今年の3月には改定された地域防災計画の内容につきまして全職員向けに動画視聴という形で災害発生時等の参集方法を含め、職員研修を行っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、1問目の質問は終了となりますが、再々質問はありますか。

○6番（澤本 幹男君） 再々質問はございません。非常に大地震が本当にいつ起こるか

分からないという状況で、我々議員も研修で穴水町に行ったということで、現場を見ることによって悲惨さというものが身にしみましたので、余計いろんなことを心配しているんな提案をさせていただいているのであるかと思います。またほかの議員も質問しますが、一番大事なのは、自助、自分で自分の身を守ることが大事で、その次に共助であり、最終的には公助ということになると思います。でも、公助が一番大切なときに落ちついた段階で、どうなっているんだということを皆さんが一番知りたい部分になったときに公助の大切さというものを改めて実感してございますし、当初言われたように穴水町の職員が大半が参集できたのは1月の7日だということで、1日の4時に発生して集まったのは1週間後ということも含めたもんですから、そういう意味でどうなっているのという不安を解消する意味でも早く対策本部を立ち上げるという意味で、もちろん職員の方も被災をされる方もあるでしょうし、全員が集まれないという、我々も町民としては職員頼りになるわけなんですけど、そういう意味で、また再質問のご答弁の中でも職員さんに研修もされたということを聞いておりますので、ぜひともそういう意味で研修を通じて、より一層、町民に何かあったときに役に立っていただければありがたいとお願い申しまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再々質問は質問でなかったもので、もうちょっと質問形式に改めてもらうようにお願いできますか。

次に、2問目の質問を許可します。

○6番（澤本 幹男君） それでは、2問目でございます。国民健康保険、後期高齢者医療保険の健康診査についてでございます。

町は第6期長期総合計画において健康寿命の延伸、健康格差の縮小を重点項目に定めて第4期健康増進・食育推進計画を策定しました。その中で、生活習慣病対策の推進をする計画があり、生活習慣病を予防するための積極的な取組を行っていきとなっています。

国民健康保険、後期高齢者医療保険の健康診査では、一定の検査項目の検診が無料で受診できます。そして、大腸がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検査、骨密度測定検査、歯科検診、乳がん検診、子宮がん検診の個別健診事業を行っており、ほかに集団検診事業として検診車による胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん検診等が受診できます。その他、予防接種の助成をしています。

今後、町民が健康で長生きをするためには健康寿命を延ばす必要があります。そして、町にとっても医療費の削減は大きな問題です。そのためには町民が食育と運動で健康を維持し、健康診断で病気の早期発見をすることで健康寿命を延ばすことができます。

そこで以下お伺いいたします。

1、現在の健康診査の内容に検査項目を追加できますか。

2、人間ドックを受診する際に助成はできますか。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の国民健康保険、後期高齢者医療保険の健康診査についてお答えをいたします。

特定健康診査と後期高齢者健康診査については、第6期奥多摩町長期総合計画において「『一人ひとり』を大切に、思いをもってまちづくりを進めていく」を町の将来像としており、その将来像を達成するため、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を重点目標に定めた第4期奥多摩町健康増進計画の基本目標として生活習慣病等の対策の推進の中で、健康受診率の向上を掲げております。

また、第4期特定健康診査等実施計画においても各年度における受診率を目標値として定め、受診率の向上を目指しており、現在は6月から10月までの期間で町内や青梅市の医療機関で個別に検診を受診する個別健康診査、12月に氷川地区と古里地区の2か所において集団健康診査を実施しております。

1点目の現在の健康診査の内容に検査項目を追加できますかについてですが、特定健康診査の検査項目につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準において検査の項目が定められており、後期高齢者の健康診査についても同様の検査項目で実施しております。

また、町の特定健診や後期高齢者の健康診査の際に、既然大腸がん検診及び肝炎ウイルス検査を一緒に実施しておりますが、胃がん検診については町内の医療機関では実施ができず、青梅市の医療機関でも限られた医療機関でしか実施できないことから検診項目に追加することは難しい状況であります。

2点目の人間ドックを受診する際に助成はできますかについてですが、西多摩地域におきましては2団体で人間ドック受診者に対する助成を行っております。実施している例を見ますと、助成の対象者が国民健康保険の被保険者で30歳以上の方と後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、保険料を滞納していないことを条件としております。助成を受けようとする方は、事前に契約医療機関で予約してから市町村に申請書を提出して利用券の交付を受け、受診時に契約医療機関に利用券を提示して受診し、助成額を超える部分

については自己負担してもらう形で実施しており、健診結果につきましては、受診報告として後日提出していただいております。

いずれにいたしましても議員のご質問のとおり、健康診断で病気の早期発見を図っていくことが重要となっており、人間ドックについては、現役世代の方で受診されている方も多く、定年退職後についても受診を希望される方が多いと思われること。更に、人間ドックについては、特定健康診査等より検査項目も多く、町民の健康管理を進めていく上で有効な手段であることから、今後、当町でも他市町村の状況を把握し、課題等を整理して実施に向けて検討をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問はありますか。あればどうぞ。

○6番（澤本 幹男君） それでは、再質問をさせていただきます。

ご答弁の中で人間ドックの検討もあるということで、2点ほどお伺いします。

1点目でございます。西多摩地域の2団体で人間ドックの受診者に対する助成を行っているとお聞きしましたが、2団体の助成内容が分かりましたら教えてください。

また2点目、人間ドックの助成を検討していただけることになった場合、一般的な1日人間ドックに対してだけなのか。ほかの脳ドック等の受診を希望する場合も含めての助成を検討していただけるかどうか、お伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 6番、澤本議員の再質問にお答えいたします。

1点目の2団体の助成内容については、いずれも指定の医療機関で受診した場合に助成するもので、1団体目の助成金額が2万円となっており、人間ドック受診料から助成金額を差し引いた金額を受診者が医療機関で支払うことになります。

2団体目については、CT検査を実施する場合は助成額が4万2,240円、CT検査を実施しない場合は4万1,800円となっており、1団体目と同様に助成額を超える金額を窓口で支払うことになります。

次に、2点目の脳ドックにつきましては、他市町村の状況を把握して課題等を整理する際に併せて検討してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、2問目の質問はこれで終了となりますが、再々質問があれば伺います。

○6番（澤本 幹男君） ございません。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番、澤本幹男議員の一般質問は終わりました。

次に、9番、高橋邦男議員から1問の通告を受理しておりますので、質問を許可します。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 1問質問させていただきます。永住に繋げる住環境の整備についてであります。

町は急速な過疎化、少子化の解消を図るため、子育て支援、若者定住化対策など、町独自の支援事業を推進してきました。その結果、移住者の増加が見られ、人口減少を鈍化させる効果が出ています。

なお、この定住対策関係人口なんですけども、町の総人口の12.5%、年少人口でいえば55.6%ということで成果が見られていると思います。

ここ数年においては、永住に繋がる子育て応援住宅の建設や分譲地の整備にも力を入れ、また、移住体験住宅の建設や町主体の移住体験ツアーなど、移住希望者の受皿となる事業も予定されています。

一方、町営若者住宅の入居者には入居期限があり、次の住居を考えなければなりません。町内に住み続けたい方が住居の確保ができ、定住から永住へ繋がればと願っています。

しかし、いずれ譲与される子育て応援住宅の整備や町所有物件の改修などの数も多くはなく、分譲地を購入し、家を建てることもたやすくはありません。

この3月と6月議会に大澤議員が一般質問で提案した賃貸住宅の買取り制度や入居期限の見直しも考えるときかもしれません。

そこで質問します。

1つ目、入居期限のある入居者の住居確保の状況と課題についてであります。

2つ目、永住に繋げる住環境の整備に対する町の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、高橋邦男議員の一般質問、永住に繋げる住環境の整備についてお答えをいたします。

1点目の入居期限のある入居者の住居確保の状況と課題はについてですが、5番、大澤由香里議員から、令和7年第1回町議会定例会において賃貸住宅の買取り制度について、また、第2回定例会において町営若者住宅の入居期間を住民に寄り添うものにの一般質問をいただき、買取り制度を行った場合には、新たに町営若者住宅を建設しなければ移住から定住・永住へのサイクルが失われてしまうことのご説明を、入居期間の延長については、

入居される方々が将来の予定や計画を立てる中において限られた入居期間を十分に考慮していただくようお願いし、また、町としては、子育て応援住宅の建設や空家バンクによる中古住宅の供給などにより、引き続き永住へと繋げる努力を行っていく旨のご答弁を申し上げました。答弁内容が重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと存じます。

入居期限のある入居者の住居確保の状況につきましては、町営若者住宅を退去された方の転居先を見ますと、令和7年8月1日現在で55世帯が退去していますが、把握している限りでは、このうちの4割に当たる23世帯は町内転居をしています。町内転居の中では、子育て応援住宅に5世帯が入居し、町の分譲事業による造成地に住宅を建設された方が2世帯であり、その他の世帯につきましては、空家バンクの利用を数件確認しているほかは個人で物件を探すなどして町に居住している状況でございます。

また、退去された55世帯のうち入居期限を迎えて退去された世帯は7世帯であり、多くは入居期限を迎える前に、それぞれの都合により退去されているものと思われます。

一方、平成21年度から建設が始まった町営若者住宅につきましては、事業開始から一定の期間が過ぎましたので、今後、入居期限を迎える世帯が多くなるものと考えております。

町では町内への転居先や移住先の住宅を確保し、永住に繋げるため、分譲地事業を実施しており、令和6年度には川井松葉地内に7区画の分譲地を造成いたしました。この分譲地の募集では、先行して町営住宅入居者の方を対象に、4月5日から4月25日まで4区画を一次募集いたしましたが、申込みは1件にとどまりました。その後、町民を対象に6月5日から6月27日まで残り6区画を2次募集しましたが、申込みは1件となり、合計では2件の申込みとなりました。

町営若者住宅に入居されている方からは、これまでも町内に住みたくても住む場所がないといったご意見があると聞いておりますが、今回の分譲地への申込み状況は、先程申し上げたとおりでございます。現状では申込みされない実際の理由は分かりかねますが、1つには、分譲地購入後の住宅建設に相当の費用がかかることなどが分譲地購入に二の足を踏む一因ではないかと推測されます。

このような状況の中、町営若者住宅につきましては、今後も賃貸を基本として入居期限を設けますが、入居期限については、自治会活動をはじめとする地域における事業等へ貢献しているかなど、一定の基準や事業全体とのバランスも見ながら、引き続き永住へと繋がる仕組みと併せて研究してまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の永住に繋げる住環境の整備に対する町の考えはについてですが、現在、町内には多くの空家が存在していますが、放置されることによる老朽化や景観悪化、倒壊などによる防災上のリスクが懸念されますので、こうした利用されていない既存住宅の活用は、様々な面からも重要であると考えております。

町が所有する空家につきましては、東京都の補助事業である空家利活用等区市町村支援事業による補助金や東京都の空家対策事業を活用して改修を行い、移住・定住用の住宅として利用してまいりたいと考えておりますが、町内の空家の多くは個人所有の物件であり、空家バンク制度による移住希望者と空家所有者のマッチング支援を行いつつ、若者世代の移住・定住を応援するための移住・定住応援補助金制度を引き続き推進し、住宅の購入に繋げたいと考えております。

また、空家は一度解体すると法令の規制により建物の新築が困難な場合もあり、既存建物を改修する以外は活用することができない場合もありますが、空家の改修には新築に近いほどの費用がかかる場合もあるため、今後も補助制度が継続されるように東京都への働きかけも継続をしてまいります。

また、先程分譲地の販売状況を申し上げましたが、今年度は丹三郎水神前地内に分譲地を造成いたしますので、より多くの方に利用していただけるよう販売やPR方法を検討しながら事業を進め、同時に子育て応援住宅のような一定期間使用料を徴収し、その後、譲与する形の事業も実施していく必要があると考えますので、状況を見ながら事業内容を検討してまいります。

いずれにいたしましても山間地域の当町では活用できる土地も少ないことから、既存の物件をうまく活用し、永住に繋げる住環境の整備を図るとともに、子育て支援の充実も含め、引き続き若者の移住・定住事業を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） 再質問3点したいと思います。

1点目なんですけども、答弁の中では触れられていなかったんで、あれなんですけど、町営若者住宅入居者の退去理由です。それと次の住居に対する希望とか考え、意向等があると思うんですけども、その辺を町はどの程度把握しているのかということが1点です。

それから2つ目なんですけども、空家の利活用というのが非常にこれから重要になると思うんですけども、東京都の補助事業、先程答弁の中にもありました。来年度以降も期待できるのかどうか。それが2点目。

それからもう一つとしては、空家所有者の意向調査等をやったと思うんです。実態調査

も含めてですけども、その辺の回答、件数だけじゃなくて、事務報告書には件数とか載っているんですけど、それ以外の部分です。所有者の方の意向とか、その辺が見えないんで、ぜひ分かったら教えてください。

以上3点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 9番、高橋議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の町営若者住宅入居者の退去の理由、また、次の住居に対する希望をどの程度把握されているかといったようなご質問でございますが、こちらにつきましては町営若者住宅を退去される際には入居者の方と明渡しの手続きを行っております。その際に、プライバシーの関係もありますので、可能な範囲でということではあるんですが、お聞きできる範囲で転居される理由について伺っているというような状況でございます。

また、居住に対する考えということにつきましては、令和6年度に東京都の移住・定住アドバイザー派遣業務、こちらを活用いたしまして、町の移住、また定住の施策について把握するために、移住された方を対象にアンケート調査を実施をさせていただきました。今後もこういったアンケート調査、ニーズを把握をいたしまして、移住・定住の事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

続きまして2点目のご質問になります。都の事業、空家活用補助事業について来年度以降も期待できるかといったようなご質問でございますが、まず東京都の事業として今年実施をさせていただいておりますTOKYO空き家活用魅力発信プロジェクト、こちらにつきましては、現時点では令和7年度、今年度のみのも事業ということで、来年度は今のところ予定はしていないというふうに東京都さんのほうからは伺っております。

この事業については、空家の地域資源としてのポテンシャルを引き出すため、西多摩と島しょの地域の自治体と連携をして移住・定住の住宅改修をするということ、その一連の過程を改修の前と改修の後を動画などで公開をして、空家の活用の魅力を発信していくといったようなことが大きな目的ということになっておりますので、今後は今回実施をした事業の内容を広く伝えるような活動を行っていくということで東京都さんのほうからは聞いております。

また、補助事業であります空家利活用等区市町村支援事業、こちらの補助金につきましては、来年度も継続していきたいところではあるんですが、現時点では予算編成に向けて検討中ということになっているということでございますので、ご理解をいただければとい

うふうに思います。

そして、最後３点目のご質問です。空家所有者の意向調査、実態調査の回答内容はというご質問かと思いますが、こちらにつきましては、町では町内の空家の状況を把握するために、空家等実態調査、こちらを毎年実施をさせていただいております。この調査の中で、新しく空家として確認された物件の所有者の方に空家の使用状況ですとか、維持管理の内容、またその頻度、今後の意向など、こういったことを確認するためにアンケート調査を実施をさせていただいております。令和６年度の空家実態調査、こちらではこれまで空家、空地として確認をされていた物件の所有者の方にも改めてアンケートを実施をさせていただいております。

この中で、空家を所有している方に今後の活用についてお聞きをすると、現状そのまま使用したい、維持したいといったような意見が３割ほどございまして、また、売却をしたいですとかいう意見が３割ほどございました。また、解体するか迷っているといったような意見も２割ほどということで、この部分で８割を占めております。

集計した件数といたしましては１９２件となりますが、このうち売却を希望される方が３割ほどを見られますので、今後はこういったところを空家バンク制度等のＰＲも行いながら、こういった制度によるマッチングの支援を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問があれば許可します。どうぞ。

○９番（高橋 邦男君） 再々質問よろしく申し上げます。

答弁の中で、東京都の空家の利活用補助事業、２種類あったと思うんですけど、来年度ちょっと未定というふうに捉えたんですが、もし来年度以降、余り期待できない場合、町独自で空家に対する取組をしていかなきゃいけないかなと思うんですけども、町独自で空家対策について予算等組んで実施できるのかどうか。答弁の中で、空家所有者の方の約３割が売却を希望しているということもありましたので、予算づけをして空家の利活用にもっと力を入れていただければありがたいなと思うんですけど、その辺、町はどう考えていますか。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） ９番、高橋議員からの再々質問にお答えをさせていただきます。

町独自での空家の改修という部分につきましては、なかなか町単独では、空家の改修には非常に大きな費用が発生するといったようなことがありますので、予算的には難しいかなというふうに考えております。

この辺につきましては、引き続き東京都さんの補助金等が活用できるように東京都のほうに働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、9番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、1番、榎戸雄一議員の一般質問ですが、事前に議会だよりを提示して説明をしたいという申出がありましたので、許可しました。

それでは、榎戸議員には2問の通告を受理しておりますので、1問目の質問を許可します。

〔1番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1番（榎戸 雄一君） 通告にしたがいまして1問目の質問を開始したいと思います。鳥獣害対策の担い手、猟友会への財政支援を質問します。

近年、奥多摩町における鳥獣被害は深刻化の一途をたどっている。住民の安全確保と農林業の保護は喫緊の課題と考えます。この問題に対し、日夜活動に尽力されているのが奥多摩町猟友会であります。

しかし、その活動を継続する上で、試験射撃にかかる費用が会員個人の大きな負担となっている現状があります。銃の所持許可を毎年更新する際に義務づけられるこの訓練は、安全な狩猟を行う上で必要不可欠なものであります。にもかかわらず、その費用が活動継続を妨げる要因となりかねない。

そこで、町に対し、猟友会員が受講する試験射撃の費用の一部、或いは全額を支援する制度を早急に検討し、導入を提案するが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、榎戸雄一議員の一般質問の1問目、鳥獣被害対策の担い手、猟友会への財政支援をについてお答えをいたします。

議員からは猟友会員が受講する試験射撃の費用の一部、或いは全額を支援する制度を早急に検討し、導入すべきであると、財政支援の具体的な内容を含めてご提言をいただいたところであります。

町では平成 25 年に有害鳥獣捕獲に関する業務に従事する捕獲隊員を確保するため、新たに第 1 種狩猟免許及び鉄砲等所持許可を取得する際にかかる費用の一部を補助することにより、新たな捕獲隊員の経済的負担を軽減することを目的として、奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付要綱を制定し、これまでに延べ 8 名、1 人当たり平均 11 万 8,480 円を補助してまいりました。その補助対象は、1 人当たりの上限額を 12 万円として、狩猟免許等を新たに取得するための講習費、教習射撃費及び申請関係諸費等の費用としており、狩猟免許等の更新に係る費用の補助については規定しておらず、更新時の教習射撃は補助していません。

現在、奥多摩猟友会の会員は 28 名、平均年齢は 60.1 歳で、ツキノワグマやニホンジカのほか、ニホンザルの出没も多くなり、猟友会による有害鳥獣捕獲は年間 300 件を超える状況が続く中で、今月からは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、住宅地でのクマやイノシシを対象とする緊急銃猟を市町村長の責任のもと実施することが可能となり、その実施に当たり、当町においては、奥多摩猟友会への委託を想定しておりますが、今後、サルの大規模捕獲も予定していることから、猟友会の負担は増す一方であります。

このような状況を踏まえ、新たな猟友会会員の確保に向け、また、猟友会会員の経済的負担の軽減を図るため、狩猟免許等の新規取得時に限らず、更新時においてもその費用の一部を補助することが継続的に猟友会会員、ひいては奥多摩猟友会の活動の支援に繋がると考えております。

このようなことから議員からのご提言を受けまして、狩猟免許等の更新時の試験射撃に要する費用のほか、必要な費用に対する補助対象及び補助額につきまして、当該要綱の一部改正と併せて新たな予算計上が必要なことから、その財源確保を含め検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議員も所属され、澤本議員を委員長とする議会だより編集会におかれましては、先月の 8 月 5 日発行の奥多摩議会だよりの表紙並びに新企画「わがまち・この人」の第 2 弾において奥多摩猟友会の大久保雄二会長のご紹介をはじめ、猟友会の大丹波地区での有害鳥獣駆除を同行取材され、町民皆様に対しましてその活動を広く周知していただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

町といたしましても今年度からスタートした第 6 期長期総合計画における未来をつくる 3 つのコンセプトのうち、持続化の将来像に掲げる「サステナブルなまちづくり」の施策の方向性、「資源を活かす・大切に作るまちづくり」の実現に向け、獣害対策や資源とし

での活用の検討において奥多摩猟友会の活動に対する支援を引き続き推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1 番（榎戸 雄一君） 答弁をいただきましたが、その中でもこの議会だよりについて取り扱ったということを答弁の中でもいただきました。我々議員も今までの報告から町民目線へということで、議会だよりも大きくかじを取らせていただきました。その中で猟友会の会員の皆さんが町に要望したいことが載っていましたんで、そちらを今回、一般質問とさせていただきます。

回答には、毎年更新の必要な試験射撃も支援の対象に検討するがということでありましたが、予算確保が必要であり、具体的な内容はいつといったような記述はできませんでした。

行政運営は、基本的に貴重な財源として税金を使うわけですから、安易な回答はせずに、慎重に事を進めることを否定するわけではございませんが、さきの議会だよりで紹介された内容や 2019 年以降 6 年ぶりに釣り人がクマに襲われるなど、猟友会に依存する事象が非常に多くなってきております。そんなことから慎重な町政の運営も必要ですが、時にはスピード感も必要だと思います。

再質問ですが、試験射撃の支援について、もう一步具体的な内容を持った回答を求めたいと思いますが、所管する観光産業課長、もう一步踏み込んだ回答、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 1 番、榎戸議員の再質問にお答えをいたします。

町長答弁のとおり、制度の拡充には新たな予算計上が必要なことから、その財源を含めての検討となりますが、獣害対策を所管しております観光産業課としましては、日々猟友会大久保会長はじめ、隊員の方とのやり取り、今回も議員からもありましたとおり 8 月下旬に発生しました大丹波地内でのクマによる人的被害等も猟友会にお願いをしている状況がございます。

観光産業課としまして来年度以降、制度の拡充、狩猟免許の現在の新規取得費だけでなく、更新時も補助対象の拡充が図れるように、来月から来年度予算の編成が始まりますけれども、所管課としては予算要求ができるような形で検討を進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、重ねてやはり財源確保が必要なところでございまして、現在の狩猟免除

の新規取得時、こちら限度額 12 万円としておりますけれども、こちらは町財源、一般財源ということで、国都の補助事業がないものでございます。国都の補助事業がある場合は、今回のサルの大規模捕獲について先日の 9 月補正予算の可決をいただいたところでありますが、補助事業を活用して事業が執行できる状況もございます。

狩猟免許については新規取得時も国都の補助がなく、もちろん更新時についてもそのような国都の補助がない状況でありますので、一般財源という形が措置ができるのかというところでございますが、そういった中で、新規取得時はその 1 回限りの町としての支援でございしますが、更新となりますと、毎年というような状況もございます。

そういった状況から議員からは全額というようなご提言もいただいているところでありますが、やはり実現可能性としましては、その補助の一部という形、もしくは猟友会、町外からも隊員になって活動いただいている状況もございますが、一般財源、町民の皆様からの税を活用という形のことを考えますと、例えばその対象も住民の方、町内に在住する猟友会の単位の方というような形で制度設計するべきではないかなというふうに所管課長としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 1 問目の質問が終わりましたけども、再々質問があればお受けしますが、いかがですか。

○1 番（榎戸 雄一君） 以上です。ありません。

○議長（小峰 陽一君） では次に、2 問目の質問を許可します。

○1 番（榎戸 雄一君） それでは、2 問目の質問をさせていただきます。災害時避難所としての体育館機能強化についてでございます。

これまでも体育館への空調設備設置は、児童・生徒の学習環境改善のため、一般質問で取り上げられてきました。しかし、近年は異常気象による猛暑が常態化しており、体育館は学校教育の場だけでなく、地域住民の災害時における指定避難所としての役割も担っている。

首都直下型地震の発生が危惧される現在、多数の被災者が避難生活を送る可能性がある。夏季に空調がない環境下での避難生活は、熱中症のリスクを高め、高齢者や乳幼児、基礎疾患を持つ方々に深刻な健康被害をもたらすものと考えます。

町民の生命と財産を守ることは行政の責務であり、災害時の避難環境の確保は喫緊の課題であります。快適な避難生活を提供するためにも体育館への空調設備設置は不可欠であります。改めてその必要性を強く訴え、早急な設置を提案するが、町の見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の災害時避難所としての体育館機能強化についてお答えをいたします。

はじめに、令和7年3月に改定した町地域防災計画において、多摩東部直下地震発生時に東京都が震災被害を想定した町の想定避難者数は223人であること及び令和元年台風19号の避難者が278人であったことを考慮の上、町では避難者数を300人と設定しております。

また、今計画で体育館等は学校施設避難所として区分しており、広域的避難所である福祉会館、文化会館及び水と緑のふれあい館を補完する予備的な避難所として位置づけております。

この理由といたしましては、体育館が断熱構造となっていないため、広域的避難所として活用を考える場合、空調設備の設置だけでは十分な機能を果たせず、建物構造から改修する必要があるためでございます。

このため現状において災害時避難所として空調設備の設置は計画しておりませんが、災害発生時に学校施設避難所を活用する必要性が生じた場合、季節や避難者数にもよりますが、避難者の健康リスクを考慮し、校舎内の会議室等をはじめ、空調が完備した場所での避難者対応を想定しております。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問はありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） 再質問させていただきます。

その前に、「体育館を榎戸君、何とかしなきゃいけないよ」というのは、私が議員になってから幾度となく住民の皆さんに言われたということと、先般、能登半島地震の視察に行ってきたんで、取り上げさせていただきました。

我々の生活の基本は、この青梅線に沿って常に西よりも東に生活圏が依存する中で、どんどんどんどん都市部に我々はふだんの生活で移動することが多いのかなと思います。都心部に向かえば向かうほど体育館は避難場所として設定されており、住民の方もよその体育館に行くと空調が入っていて、何で奥多摩だけ入っていないんだよという話をよく聞きます。聞きますが、町の制定された防災計画を見ると、奥多摩町にあっては人口の密集具合や設備の状況から、体育館というのは補完的な位置づけの避難場所だということを再度回答として言っていました。私も一般質問で取り上げ、皆さんの思いは伝えつつ、回答はこうであったよということは私も言い続けたいと思います。

その中で広域避難場所としてそれぞれ設ける中で生活館やそういったものもあると思うんですが、そういったところの警戒区域、レッドゾーンとか、そういったものがどう設定されているのかだけちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 1 番、榎戸議員さんの再質問にお答え申し上げます。避難所に関してということで、各地域の生活館についてレッドゾーンの設定状況等はどうかということでございます。

まず各生活館等は、町地域防災計画で地区避難所という位置づけをしております。町のホームページにも避難先、避難の流れ、避難所一覧ということで、地区避難所、それから広域的避難所及び学校施設の避難所ということで3種類の避難所につきまして施設ごとに災害時開設の可否等に含めて掲載をしております。

それぞれの避難所の使われ方につきましては、4月に全戸配布させていただきました町地域防災計画概要版にも掲載をしているところでございますので、再度ご確認をいただきたいと存じます。

この中で地区避難所であります各生活館に関しまして長畑、南氷川、原の3生活館につきましてはレッドゾーンに含まれているということでございますので、震災、風水害及び雪害の際には開設ができないということになっております。ただし、大規模事故等の災害では開設が可能でございます。また、大氷川コミュニティセンターでございますけれども、レッドゾーンではないんですが、神社境内ということでもございまして、大きい木が林立しているという状況でございます。震災、風水害では開設ができないということです。ただし、雪害や大規模事故等では開設が可能ということになっております。このため当該4生活館につきましては、避難先を氷川地区の3自治会の場合は福祉会館に、原地区につきましては水と緑のふれあい館に避難していただくこととなっております。

地区避難所で当該4生活館を除いた収容人員は1,397人としております。これに広域的避難所3施設905人を加えますと2,302人という形になります。また、先程も申し上げましたが補完的な位置づけであります学校施設避難所、こちらが3,238人ということでございますので、この3種類を合わせますと合計で5,530人の収容が可能と見込まれているところでございます。

町長から答弁もございましたが、町地域防災計画で想定している避難者数は都が想定します多摩東部直下地震の想定避難者数が223人、令和元年台風第19号での避難者が278人であったことを考慮しまして、避難者数を300人と見込んでおります。また、町外から

来町した帰宅困難者につきましては935人と想定されております。ただし、都の想定はこれは冬のシーズンということですので、夏場等の観光シーズンではより多くの人数が見込まれるところがございますが、こちらについては現状としてはまだ数字が上がっていないという状況です。

また、被害状況に関しまして地域防災計画のほうでは、多摩東部直下地震で概ね町全体が震度5強と想定されている中、建物の全壊棟数は最大66棟、半壊棟数が166棟、計232棟と見込まれております。

死者、負傷者は限定的ということでございます。

また、ライフラインの被害は極めて小さい。ただし、公共交通機関、鉄道等は、発災当日から輸送できない可能性はあるという見込みでございます。

現状の計画はこういふことでございますけれども、過去の災害ということで、1923年、大正12年9月1日に発生いたしました関東大震災ですけれども、当時の内務省調査大正震災史内編によりますと、古里村で住宅全壊1棟、半壊3棟、氷川村で全壊2棟、半壊2棟、死者、負傷者はいずれも0人ということでございます。

奥多摩町史にも記述がありまして、ちょうど大丹波の祭典の日ということで、翌日に日延べになったというようなことも書いてありましたが、こちらにつきましても灯籠というんですか、石垣等のそういう崩壊があったようですけれども、けが人等は発生していないというような状況でございました。

町の地域防災計画は奥多摩町の自然条件、社会条件並びに各戸の災害等に基づいて策定されております。また、減災の考え方を防災の基本理念としております。

全国各地で様々な被害が発生しておりまして、そこでの記憶もあろうかと思いますが、そういった部分も、いかに奥多摩町の実情に落とし込んでいくかが重要であるというふうに考えております。

自戒を含めて申し上げますけれども、幾ら立派な計画やロードマップがあっても、災害の前では台本どおり、想定どおりにはいかないということを肝に銘じて行政も取り組まなければいけないというふうに考えております。

議員はじめ住民の皆さんも連携して地区の被害確認、初期消火、高齢者などへの声かけ、避難支援などの自主防災活動、先程澤本議員からもありましたけども、自助共助といった部分が重要になると考えております。顔の見える関係、関係性が日頃から大事ということになろうかと思っております。

今後防災訓練などの積極的な参加や日頃からの備えをお願いしたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、これで質問は終わりますけども、再々質問があれば伺いますが、いかがですか。どうぞ。

○1 番（榎戸 雄一君） それでは、再々質問をしたいと思います。

その前に、東日本大震災では、ここより下に家を建てるなという 1,000 年も前に打った岩があって、その石に従って家を建てたんで、家財が、家が守られたなんていうのもございました。

先程の課長答弁にもありましたが、私も 100 年史、この質問に当たって読ませていただきました。大丹波は翌日にお祭りを繰り越すぐらいの災害だったんだなというところを歴史の中で改めて感じることができました。そういった意味で政府の発表の資料だとか回答していただきましたが、町のホームページのどこか片隅に、大丹波ではお祭りが翌日になったとか、政府の発表では奥多摩町では関東大震災でこのくらいの数が崩壊したんだけどというようなことを書いておいてもらおうと、自助の自分たちでどう立ち回るかという基本的なデータにもなるのかなと思うんで、そういったことを町のホームページの片隅にでも表示しておくことは可能でしょうか。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 1 番、榎戸議員さんの再々質問に対してお答え申し上げます。

ホームページのほうに私のほうで再答弁させていただいた関東大震災の件等について、また地域の分かりやすい部分で大丹波というお話もいただきましたけども、その辺をどこか載せることができるかという話であります。町のホームページにも防災のページがございますので、割と硬い表現のホームページになってしまっている部分で、ある程度分かりやすいということでそういうご提案もありますので、十分掲載していくことは可能というふうに考えております。ちょっとお時間いただいて進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1 番、榎戸雄一議員の質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開しま

す。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10 番、原島幸次議員から 1 問の通告を受理しておりますので、質問を許可します。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） それでは、1 問質問させていただきます。リチウムイオン電池の分別についてでございます。

近年、全国にごみ処理施設において家庭ごみの中に購入されたリチウムイオン電池に起因する火災事故が頻発・増加しており、報道等で取り上げられております。

西秋川衛生組合も例外なく、構成市町村から搬入される分別不適切ごみの対応に苦慮しており、本年 4 月には消防車が出動する事態も発生し、リチウムイオン電池議員のぼやは常態化しております。

リチウムイオン電池には可燃性の電解液が含まれており、内部が高温になると気化して膨張したり、発火したりするおそれがあります。

一般廃棄物処理施設の火災は、施設の被害金額だけでなく、衛生的な住民生活の維持や職員の労働環境、ごみ処理業務に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、そこで下記について質問させていただきます。

①西秋川衛生組合で発生している火災の件数と主な原因について町の認識と見解はいかがでしょうか。

2 番目に、ごみ排出・収集の改善策について構成市町村同士で協議、検討が図られておりますか。

3 番、住民が正しく分別できる効果的な方法についての町の見解はについて 3 点お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、リチウムイオン電池の分別についてお答えをいたします。

1 点目の西秋川衛生組合で発生している火災の件数と主な原因について、町の認識と見解はについてですが、現在の西秋川衛生組合高尾清掃センターが稼働いたしました平成

26 年度では、ぼやの件数は 2 件でしたが、過去 5 年で見ますと、令和 2 年度は 7 件、令和 3 年度は 13 件、令和 4 年度は 10 件、令和 5 年度は 19 件、令和 6 年度は 25 件、今年度は 8 月末現在で 11 件発生しております。リチウムイオン電池やリチウムイオン電池を内蔵した製品の普及が進むにつれて、ぼやも増加傾向にあるようです。

ぼや発生の都度、西秋川衛生組合からメールで構成市町村へ情報が提供されております。ぼや発生の主な原因といたしましては、議員おっしゃるとおり、不燃ごみに混入されたリチウムイオン電池やリチウムイオン電池が内蔵された廃棄物が不燃ごみ破砕機で出火したものがほとんどです。

現在までぼやで済んでおりますが、町といたしましても住民生活に欠かすことのできない大切なごみ処理施設でありますので、大変重要な問題であると考えております。

2 点目のごみ排出・収集の改善策について、構成市町村同士で協議、検討が図られているかについてですが、構成市町村担当課長会や担当者会議などで情報の共有を行っており、ごみの正しい分別排出や適切な収集方法などを検討しているところでありますが、近年のリチウムイオン電池による出火事故の増加を踏まえ、安全対策や事故防止策などを含め、今後も検討してまいります。

また、西秋川衛生組合といたしましても出火防止対策として、破砕ラインへの監視モニターや消火用散水ノズルの設置、破砕コンベア内へのサーモセンサー設置、リサイクル施設分別作業員や破砕ごみピット作業員の増員などの対策を行っております。

3 点目の住民が正しく分別できる効果的な方法について、町の見解はについてですが、現状、リチウムイオン電池は不燃ごみなのか、使用済み小型電子機器なのか、有害ごみで出すのか判断に困っている方もいるため、広報おくたまやふれあいまつり、「ごみの出し方ガイドブック」などでごみの分別方法などについて周知しております。

今後は他の構成市町村とともに分かりやすいごみ名称の検討、分別方法の周知や啓発活動などを行い、住民皆様が正しく分別できるように、町といたしましても取り組んでまいります。

また、リチウムイオン電池は、熱や衝撃に弱い性質があり、夏場に発火事故が多発しているとの報道もございますので、ふだんからの保管などについても周知いたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10 番（原島 幸次君） それでは、1 点再質問させていただきます。

今年の 7 月に J R 山手線の車内で発生した火災は、スマートフォンを充電していたらモ

バイルバッテリーが熱くなり、電源コードを外しても熱が冷めず 30 秒後に火が出ました。近所にいた住民の方が物をかぶせて何とか収まってちょっとやけどしただけで済んだという話も聞いております。

また、東京国立市の自動車販売店では、閉店後の店内で自動車整備士らが着用するファン付作業服を充電していて電池から発生、新車を含む車検している車が何台も消失いたしました。非常に大変な思いをして、大事なお客さんの預かった車も印鑑証明もみんな焼けてしまって、その対応が大変なことだったというようなこと。また、飛行機でもそんなような話も聞いております。非常に最近はいろいろこのモバイルバッテリーの問題が出ております。

経済産業省では、ここで業者のほうで責任の所在をというようなことで、つくっている業者のほうで回収するような話もしております。

そこで、奥多摩町の独自の対策として町民に対して分かりやすく分別についてどのような周知徹底されているのか、今後していくのか、その辺についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 10 番、原島議員の再質問にお答えいたします。

町の独自の対策として考えられることですが、町では幸いなこととしまして、クリーンセンターがございますので、以前から不燃ごみにつきましては、作業員が袋の中身にリチウムイオン電池をはじめ、ガス管ですとか、ライター、こういった有害物がないかを再度確認してから西秋川衛生組合のほうへ搬出しております。

西秋川衛生組合のぼやの原因というのが不燃ごみを破砕機へ投入した際に発生しておりますので、ほかの市町村に比べてこの確認作業ができることがより安全に処理できていると考えております。

また、リチウムイオン電池は様々な製品に内蔵されていますので、確認作業に当たる職員に対してどのような製品にリチウムイオン電池が内蔵されているかなど、知識を増やしていただくように促していきたいと思っております。

また、根本としては住民の方、または事業者の方が正しく排出していただくことが一番ですので、答弁にもありましたように、正しく分別方法などについて構成市町村とともに考えてまいります。

また、リチウムイオン電池が内蔵された製品につきましては、現在本当に非常に多くなっておりまして、モバイルバッテリーをはじめ、スマホ、電子たばこ、ハンディファンな

ど本当に様々な製品に使用されております。

西秋川衛生組合の高尾清掃センターのほうにおいてもリチウムイオン電池に対する注意喚起の展示が今なされております。このような展示物を 10 月に開催されますふれあいまつりのブースでPRすることなども一つの取組になろうかと思っております。

また、町でもチラシなどを作成して、皆様に配布することなども検討したいと考えております。

また、西秋川衛生組合や他の構成市町村と同じ方向性を持って住民の方に周知することが大事でありますので、今後も構成市町村の課長会議などを通じて協議していきたいと考えております。

いずれにしてもこのリチウムイオン電池の問題につきましては全国的な問題になっておりますので、今後も国や東京都の動向をよく注意しながら対応を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、質問はこれで終了となりますが、再々質問があれば許可します。

○10 番（原島 幸次君） ございません。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、2 番、伊藤英人議員から 2 問の通告を受けておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。

〔2 番 伊藤 英人君 登壇〕

○2 番（伊藤 英人君） 1 問目として、観光シーズンの奥多摩渋滞問題について伺います。

青梅街道の古里駅前交差点から将門交差点までの区間では、観光シーズン中の交通渋滞が深刻であり、地域住民の生活にも支障が出ております。

町としても住民生活や地域観光の円滑な運営のため、関係機関との連携や必要な対応を図るべきと考えますが、以下伺います。

①渋滞の起点は常に古里駅前交差点と将門交差点に限られます。渋滞の問題や緩和策について町としてどのように現状を把握し、課題解決に向けて取り組んでおりますでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 番、伊藤英人議員の一般質問の 1 問目、観光シーズンの奥多摩渋滞問題、渋滞の起点は常に古里駅前交差点、将門交差点に限られる。渋滞の問題や緩和策について町としてどのように現状を把握し、課題解決に向けて取り組んでいるかについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、観光シーズンにおいては、町内各所で交差点や駐車場待ちの渋滞が発生しており、特に古里駅前交差点、将門交差点を起点とするほか、片側交互通行に伴う工事区間を工事区間を起点として、午前中は下り車線、午後は上り車線を中心に渋滞が発生しております。

各交差点を起点とする渋滞の発生は、信号機の設定に対する交通量の超過がその要因となりますが、青梅警察署交通課を通じて交通管理者である警視庁交通管制センターに確認したところ、各信号機における基本的な設定について、次のとおり回答を受けたところがあります。

まず古里駅前交差点の信号機の設定のうち、青梅街道の上り下りの青信号について、平日は基本 26 秒のところ、休日は 26 秒から 35 秒、また、下り車線の時差式の設定は、平日は基本 17 秒のところ、休日は 17 秒から 35 秒、一方、吉野街道側の青信号について、平日は基本 24 秒のところ、休日は 24 秒から 29 秒の設定で、休日の秒数の幅は交通量の状況に応じて交通管制センターで随時変動させているとのことであります。

次に、将門交差点の信号機の設定のうち、青梅街道の上り下りの青信号について、平日は基本 27 秒のところ、休日は 27 秒から 28 秒、一方、多摩川南岸道路側の青信号について、平日は 13 秒から 23 秒のところ、休日は 13 秒から 27 秒の設定で、平日、休日とも秒数の幅は、時間帯による交通量を見込み、事前設定がなされているとのことであります。

なお、両方の交差点ともに休日の設定は、春の大型連休から 11 月末の土曜・日曜までのほか、お盆の 8 月 13 日から 16 日の平日を含むとのことであります。

このように交通管理者としてそれぞれの時期、曜日及び時間帯における交通量に応じて信号機の設定が変更されており、渋滞緩和を図るための対応がなされているとのことであります。

一方、町といたしましては、車ではなく、公共交通機関での来町に繋がるよう、この夏休み期間中に当町への観光を予定されている皆様向けに 7 月の海の日を含む 3 連休前に町ホームページを更新し、夏休み期間中、土曜日、日曜日、祝日を中心に、特にお盆休み期間中は、平日においても町内の道路は渋滞が多く発生することから、J R 青梅線及び西東京バスの公共交通機関の利用の呼びかけや国道・都道での駐車場待ちは渋滞の原因となる

ことから、公営駐車場のほか、タイムズ駐車場及びa k i p p a駐車場の活用の呼びかけを掲載の上、奥多摩観光協会にご協力いただき、Xで町ホームページのリンクを貼付して広く周知していただいたところであります。

また、先月8月9日に改正した町制施行70周年記念第48回奥多摩納涼花火大会においては、昨年の花火大会から観賞用の升席をはじめ、駐車場も事前予約販売とし、完売後はJ R青梅線での来町を周知しており、来月10月25日、26日開催の町制施行70周年記念第40回奥多摩ふれあいまつりににおいても駐車場に限りがあることから、公共交通機関及び奥多摩駅前から運行するシャトルバスでの来場を広く周知してまいります。

しかしながら、観光シーズンにおける慢性的な交通渋滞は今後も見込まれる状況であります。古里駅前交差点、将門交差点を起点とする交通渋滞の根本的な解決は、青梅街道を走行せずに直接吉野街道と多摩川南岸道路とのアクセスが可能となる多摩川南岸道路・丹三郎工区の完成が待たれるところであり、令和7年第2回町議会定例会の一般質問において10番、原島幸次議員から、多摩川南岸道路早期開通に向けて現状と今後についてご質問いただき、お答えいたしました。多摩川南岸道路の全面開通は、長年にわたる町の悲願でもありますので、私自身、一日も早い開通に向け、重ねて各関係機関に働きかけを行ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） 再質問として、基本的にこの交通に関しては、交通のことを担当すること、それから交通の規制に関して担当するのは、東京都の場合は警視庁ということで、どうしても土日となってしまうと、対応していただける窓口が110番にしかないという状況でありまして、私も町民の方からの意見を伺って、今、渋滞が発生しているからということとか、今年の夏は投票所にさえ行けない状態になっているという状況でした。そこで110番するんですけども、どうしてもこういう自然渋滞のような交通渋滞に110番を使うというのは後ろめたい気がしてしまっていて、住民からの具体的な提案というのはあると思うんですよ、交通渋滞に対しての解決策として。できたら町としてそういった意見を集約してもらって、交通管制センターというよりはそこに意見を伝えられるような担当の警視庁の部署に対して交渉していただけるような、そういう機会を設けていただければと思ひまして、そこで伺いたいのが住民の意見を聞くような機会を町としてはどのように持っているのかということをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

議員からは、住民の方が警察に 110 番するのもなかなか難しいという中で、町として住民の方の意見を集約して警視庁の窓口にとという再質問であろうかと存じます。

警視庁においては交通管理者として、一般市民の方からも警視庁のサイトにおいては、交通規制や信号機に関する意見・要望の窓口が設けられておりまして、信号機に関してはどの信号機か、もしくは信号の表示時間の変更など、個別具体的に広く一般市民の方からの意見をサイト上では受け付ける状況がございます。

一方で、町の実情という中で、観光産業課といたしましては、観光に関わる部分の交通渋滞につきましては、例えば土日役場の駐車場、もしくは鳩の巣の駐車場は、駐車場待ちによって奥多摩駅前のロータリーまで及ぶ状況でありましたり、もしくは鳩の巣については国道での駐車場待ちが渋滞に繋がる状況もございます。そういった点から、春の大型連休、もしくは夏のお盆休み期間においては、町の予算で交通誘導員を配置をして渋滞が発生しないような形で対応を図っている状況もございます。

この交通渋滞もそうですけれども、夏、河原での交通マナーの部分についても今回は青梅警察署警備課とも連携して、町の中の観光公害に係る部分についても警察とも連携をして現場、氷川溪谷であったり、鳩の巣溪谷であったり、町の職員も同行して奥多摩交番の署員の方にも出動いただいて注意喚起を図ったような状況もございます。

ですので、この観光に関わる交通渋滞の部分についても個別に住民の方からご意見をお伺いしながら、警察と連携して対応できる部分については対応してまいりたいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、1 問目の質問はこれで終了となりますが、再々質問があればお伺いします。

○2 番（伊藤 英人君） 以上です。大丈夫です。

○議長（小峰 陽一君） 了解しました。

では次に、2 問目の質問を許可します。

○2 番（伊藤 英人君） 2 問目として、人もお金もアイデアも集まる企業版ふるさと納税について伺います。

東京都に位置しながらも、過疎化や高齢化など地域課題が山積する奥多摩町にとって、企業版ふるさと納税は有効な財源確保手段であると考えます。導入に向けた取組について現状を聞きたく、以下伺います。

①企業版ふるさと納税の導入についていかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の人もお金もアイデアも集まる企業版ふるさと納税についてお答えをいたします。

ご質問の企業版ふるさと納税の導入はにつきましては、令和6年第4回町議会定例会における伊藤議員からの一般質問の中で同様のご質問をいただいております、2024年度で期限を迎える企業版ふるさと納税については、2025年度税制改正大綱において5年間延長する方向で議論されているため、国の動向に注視して研究をしてまいりたいとお答えいたしました。

本年3月31日に2025年度税制改正関連法が成立し、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の3年間延長が決定をされました。この企業版ふるさと納税の活用に当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、市町村が策定する地方版総合戦略を基に、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。

町では今年度からスタートした第6期長期総合計画に総合戦略を包含し、長期総合計画における基本計画を総合戦略の基本的方向として位置づけておりますが、この地域再生計画を作成するためには、事業の実施状況に関する客観的な指標となる重要業績評価指標KPIを定める必要があり、長期総合計画との整合性を図る必要がございます。

第6期長期総合計画では、目まぐるしく変化する情勢に合わせ、柔軟に対応できるよう固定した評価指標を設定するのではなく、より職員の主体性を高めるため、長期総合計画とは別に評価指標の設定を行うこととしており、今年度、評価指標の設定及び評価方法について多摩大学総合研究所のご支援をいただき、検討を進めているところであります。

ご質問の企業版ふるさと納税の導入につきましては、町税が漸減傾向にあり、自主財源が乏しい当町にとっては貴重な財源であると認識しており、また、ご寄附をいただける企業の皆様にとっても税制優遇等が受けられることから、双方にとってメリットのある制度でありますので、今年度を実施する評価指標の設定とともに、企業版ふるさと納税の導入に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（伊藤 英人君） 再質問です。導入に向けた検討ということで了解いたしました。

再質問としては、導入を検討していく場合のスケジュール、今年度のスケジュールや来年度などのスケジュールについてちょっと具体的なところを想定の範囲内で教えていただ

ければと思います。

この9月の議会でも、先日の補正予算の審議の中で合計で200万円評価指標の作成について業務委託があるということは決定しましたので、その辺も含めてスケジュールを伺えればと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えをいたします。

長期総合計画における評価指標の設定につきましては、先程町長からの答弁のとおり長期総合計画評価指標等策定支援業務委託を多摩大学総合研究所へ委託し、現在、評価制度の構築に向けた検討を進めております。

今年度の取組といたしましては、第6期長期総合計画への理解を深めることを目的といたしまして、4月の21日、22日の2日間で職員を対象とした研修会を実施するとともに、5月25日には住民向けの読書会を開催いたしました。また、現在までに評価制度構築に向けた多摩大学総合研究所との打合せを2回行い、評価指標の設定や評価委員会の立ち上げ等を含む評価の方法やプロセスに関する全体設計などの検討を行っております。

ご質問の評価指標に向けた委員会の結成や活動についてですが、まず9月から10月にかけて評価指標のデータ収集等を目的とした主要部署へのヒアリングを予定しており、そのデータ等を基に評価指標の基礎資料の取りまとめを行いたいと考えてございます。

評価委員会につきましては11月以降で2回程度の開催を予定しており、評価指標及び評価方法等についてご審議をいただく予定としております。今後、多摩大学総合研究所と検討の上進めてまいります。

また、ご質問の趣旨でございます企業版ふるさと納税制度導入までの工程につきましては、現時点、今年度や来年度のスケジュールについては具体的には決まっておりませんが、導入する場合につきましては、企業版ふるさと納税の実施に必要な地域再生計画の認定申請が地域再生基本方針の規定により毎年度5月、9月及び1月の年3回実施される予定であり、また、申請前に事前相談を行う必要がございますので、そういった申請時期も含めまして今後検討を進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、2問目の質問はこれで終了となりますが、再々質問があればお受けします。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。大丈夫です。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、2 番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

では続きまして、4 番、相田恵美子議員から 2 問の通告を受理しておりますので、1 問目の質問を許可します。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） 通告によりまして、1 件目の一般質問をさせていただきます。
1 件目、石川県穴水町の現状から学ぶ。

令和 6 年 1 月 1 日に起きた能登半島地震、その被災地の石川県穴水町に議員全員で 4 月の 24、25 日で視察研修に行かせていただきました。地震発災から 1 年半、隆起した道路や電柱の傾き、倒壊寸前の家屋、ブルーシートで覆われた屋根等々が目に入り、困惑いたしました。視察した穴水町の役場の屋根には穴が空き、亀裂が入った廊下を職員の方々が行き来する状況は復興が進んでいないことを痛感させられ、人口減少、高齢化、過疎化の課題は、災害時に顕著に表れると確信いたしました。

現在は「みんなで創ろう未来のあなみず」を基本理念に策定された復興計画が進んでいるということです。その前向きな姿勢に敬意を表すとともに、人ごとではないということを感じていただきました。

この 8 月、能登半島地震の初動対応を検証する石川県設置の第三者委員会の報告書が公表されました。災害時の基本となる地域防災計画の指針が十分に機能していなかったとし、支援マニュアルの整備や避難所運営の訓練が提言されておりました。

以下 3 点質問させていただきます。

1、穴水町では震災対応の課題として、受援体制の準備不足が挙げられておりましたが、奥多摩町では災害時のリエゾン等はどのように受け入れられるのか伺います。

2 点目としまして、地域防災計画では、地区防災計画の作成を希望する自主防災組織等への支援を行うと明記されておりますが、地区防災計画策定の積極的な支援が必要だと思うのですが、町のお考えを伺います。

3 点目としまして、災害時における 1.5 次避難所、みなし避難所について具体的な設定と周知をどのように考えておられるのか伺います。

以上 3 点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、相田恵美子議員の一般質問の 1 問目、石川県穴水町の現状から学ぶについてお答えをいたします。

1 点目の穴水町では震災対応の課題として受援体制の準備不足が挙げられているが、本町では災害時のリエゾン等はどのように受け入れるのかについてですが、町地域防災計画 65 ページからの第 3 章、応援要請において各方面への応援要請及び自衛隊の災害派遣並びに受援体制の確立に関しての記載がございます。

リエゾンに関してですが、東京都総務局総合防災部では、発災時等における区市町村への情報連絡要員 LO、リエゾン・オフィサーを派遣する制度を構築しております。これは令和元年台風 19 号での大規模風水害時における多摩 30 市町村への派遣を踏まえ、現在に至っているものであります。町では昨年度も台風や大雪警報時における都のリエゾン各 2 名を受け入れました。受入れに当たっては、気象情報を基に、早い段階から都総合防災部と町総務課で連絡調整を行った上で派遣が決定されました。

なお、地震の場合は震度 6 弱以上で、参集拠点へ自動参集し、活動拠点である区市町村庁舎等へ出向き、各拠点で情報収集を開始することとされております。

リエゾンは発災時の混乱の中、当該自治体の被害状況の全容や支援ニーズを把握し、迅速な支援の提供に繋げるため、また、リエゾンが都本部との情報連絡業務を補完することで当該自治体の負担軽減を図ることを目的として業務を行います。

派遣されたリエゾンですが、業務中は役場庁舎内の総務課事務室に近い会議室等を使用し、町の本部会議等に同席し、情報の共有を図り、必要に応じて都本部に情報収集した内容を報告しております。

なお、リエゾン活動に必要な食料や通信機器等の資機材は自ら調達し、宿泊場所についても都側で近隣の旅館等を予約し、利用をしております。また、町側では状況に応じて業務補完や都への支援要請をリエゾンに依頼することとしております。

次に、町の受援体制につきましては、応援要請、受入れ、調整等を行う受援総括担当として本部事務局を指定するとともに、各班においても受援担当者を指定し、相互の連携を図ることとしております。

実際の受入れに当たっては、氷川キャンプ場の町営駐車場を応援隊の集結地とし、宿泊施設については町側から活用可能な施設リストを提供するほか、可能な範囲で公共施設等を提供いたします。

食料、資機材については原則応援側に確保を要請し、町側は可能な範囲で車両の燃料や飲料水等の支援を行うこととしております。

なお、令和 3 年には東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定を締結し、各種の対応を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築しております。

また、町では自衛隊の災害派遣につきまして、過去の災害で実際に経験しており、その受入れ体制につきましては、町地域防災計画 66 ページ以降に記載のとおりでございます。

2 点目の地域防災計画では、地区防災計画の作成を希望する自主防災組織等への支援を行うと明記、地区防災計画策定の積極的な支援が必要だと思っておりますが、町地域防災計画 30 ページからの第 3 章、地域防災力の向上では、第 1 節で自助の備えを、第 2 節で自主防災組織等の育成・強化をうたい、その中で、1、自主防災組織の結成、2、自主防災組織への支援、そして 3、地区防災計画の策定支援を掲げております。

この地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、地区居住者等が自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画とされております。

現在、各自治会には自主防災組織を立ち上げていただいておりますが、各地域の実情に応じて取組状況も様々であります。

町といたしましても計画の作成を希望する自主防災組織への支援は行ってまいりますが、町地域防災計画の当該ページでも触れておりますように、現段階におきましては都が行う地域向け研修への参加や町消防団等と連携しての訓練等、取組可能な活動からはじめていただくことが地域に根づいた自主防災組織に繋がっていくのではないかと考えております。

なお、昨年度は文化会館において東京都水道局主催の水道サポーター交流会で、水道の防災に関する講演への参加や応急給水訓練等を体験しておりますが、その上で段階を経て、必要に応じて地区防災計画への取組を進めていただければと考えております。

3 点目の災害時における 1.5 次避難所、みなし避難所について具体的な設定と周知をどのように考えているかについてですが、石川県のケースを見ますと、穴水町をはじめ、複数の自治体で大規模な家屋倒壊とインフラ途絶が発生し、道路の途絶と断水は被災地域の避難所や在宅での生活を困難にしました。

特に妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等の災害時に何らかの手助けが必要な方々の健康リスクが高まり、この対応として石川県は、被災地域の住民に 2 次避難を呼びかけました。2 次避難先としては、県内の比較的被害の小さかった地域や県外のホテル・旅館での避難先は計 246 か所に及び、6 月 18 日までに累計で 1 万 1,627 人が 2 次避難を行いました。この 2 次避難先のマッチングをスムーズに行うため、県は 1 月 8 日以降、一時的な受入れ先となる 1.5 次避難所、石川総合スポーツセンターほか 2 か所を設置しました。3 か所の 1.5 次避難所への累計の避難者数は 1,495 人で、これは 2 次避難者の約 13%に当たるとされております。

なお、1.5 次避難所が閉鎖されたのは6月の末であり、一定数の長期滞在者が発生し、実質的に福祉避難所化したということでもあります。

次に、みなし福祉避難所は、能登半島地震の際に特例的に開設された自治体指定ではないみなしの福祉避難所であります。能登半島地震では高齢者施設が被災し、入所者が金沢以南や県外の施設に避難するケースが相次ぎましたが、施設の中には地震の後に災害救助法の特例で避難所として認定され、みなし福祉避難所になったものが477か所あり、みなし福祉避難所に避難した2,131人のうち約1割に当たる255人の方々が入居先で亡くなっております。

能登半島地震に際しては、広域かつ大規模な2次避難をスムーズに資するため、石川県が設置した1.5次避難所は国内で初の取組であったとのことでした。

町の地域防災計画では1.5次避難所、みなし福祉避難所という表現は用いておりませんが、町地域防災計画43ページからの第8章、避難体制の整備では、広域的避難所を開設する際に要配慮者を受け入れる専用スペースを施設内に確保するよう検討するとしており、また、87ページからの第7章、避難（震災対策編）では、避難先として自宅での居住が不可能な場合は、広域的避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を行う旨の記載をしており、町の地域特性に合わせた対応を行うこととしております。

なお、町では、令和元年の台風19号の際にオーストラリアから来られたホームステイの生徒を一時的にはとのす荘に移動させた経験があります。

今般の能登半島地震の検証や報告書等に関しましては、様々なメディア等を通じて厳しい実態が浮き彫りになってきておりますが、これらを見ますと、1.5次避難所やみなし福祉避難所を開設するということは、避難するに当たって不都合が生じている状態にあるものと見受けられます。

町といたしましては本来そういった避難所を設置せず、使わずに住民等がスムーズに避難できることが肝要であると考えため、具体的な設定、周知はすべきものではないと認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、質問の途中ですが、休憩に入りますので、ご了解ください。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開します。

午後0時07分休憩

午後1時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、相田議員の再質問からはじめたいと思います。どうぞ。

○4番（相田恵美子君） では、午前中に引き続き、再質問させていただきます。2点目と3点目について再質問させていただきます。

まず2点目ですけれども、平成30年度より東京都の建設局では、防災の意識向上の取組として防災講演会、地区単位の土砂災害ハザードマップを作成するワークショップを開催しております。令和元年度に私が居住する梅沢自治会では、東京都と奥多摩町、そして梅沢自治会の共同主催で土砂災害に備える防災講演会、ワークショップを全4回開催いたしました。地域住民と行政が協力し、どのように自然災害に備え、安全な避難をどのように実現していくかを取り組み、私自身も4回のワークショップに出席させていただきました。

議員になってはじめての令和元年第4回定例会において一般質問、土砂災害に備える地区防災計画の策定についてをさせていただきました。先程の町長のご答弁では、東京都が行う地域向けの研修への参加とは、梅沢自治会で行ったような土砂災害に備える防災講演会、ワークショップ等の事業も含まれているのか。また、今後取り組まれる予定はあるのかということを再質問させていただきます。

3点目の再質問といたしまして、広大な面積を有し、集落が点在し、また、観光立町としても標榜している奥多摩町でございます。住民だけではなく、観光客等の安全も確保することも必須であります。臨機応変に対応するために、みなし避難所等の具体的な設置、準備はある程度必要ではないかと思われませんが、この2点再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再質問にお答えいたします。

2点ございました。最初のほうが令和元年度、梅沢自治会さんのほうでワークショップのほうを4回開いていただいて、このときは都の建設局と自治会と、また町のほうもお邪魔させていただいたという記録が残っておりますけれども、ワークショップを開いて身近な地域の防災について会を持ったということで承知をしているところでございます。

ご質問のほうではこの部分も先程町長が答弁した内容にも含まれるのかということでございます。こちらにつきましては研修に限定するものではなくて、先程言われたワークシ

ヨップであるとか、そういうものも含まれるというふうに理解しておりますので、幅広に捉えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

また、今後の取組予定に関してということでございますけれども、これも先程町長からも答弁がありましたけれども、町のほうは地区防災計画にしろ支援を行うということで明記はしてあるところですが、町が強制するという部分でもございませんので、地域の実情に合わせて町のほうに言ってきていただければ、その状況に応じてご支援をさせていただくということでご理解いただければ幸いです。

また、今後の予定というところで、東京都の関係が一番しっかりしていますので、そういったところの防災学習セミナーなり、そういったものの幾つかオファーも来ていますので、そういったところの周知等を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、2点目の関係でございます。災害時のみなし避難所等の関係のある程度周知徹底するようではないかというお話でございます。観光客も含めというお話をいただきました。

先程も別の場面ではちょっと答弁させていただきましたけれども、町の地域防災計画の中で、観光客の避難者数の想定というのも先程ちょっと伝えさせていただいたところです。冬の部分ということですので、夏場とまた違うとは思いますが、そういうところも加味していかなければいけないというふうには考えております。

ただ、そういった中で、これも町長答弁に重複してしまうんですが、みなし避難所の関係ですと、いわゆる2次避難先を示しているというふうに理解をしているところでございます。町が指定する避難所以外のホテル等への分散避難に関しては、町の地域防災計画で触れているところでございますけれども、みなし避難所に関しましてはあらかじめ避難所として指定された施設ではなくて、災害救助法の適用により後から避難所として認定されたものであるということでございます。このためあらかじめ具体的な設置というか、指定をしてしまうと、それはみなし避難所ではないということにもなってしまっていて指定避難所という位置づけになりますので、ちょっと意味合いが異なるのかなというふうに考えているところでございます。

町の地域防災計画等による多摩東部直下地震の想定避難者数と令和元年台風第19号の避難者数のことを考慮して避難者数を300人というふうに考えているという話は先程もしたところでございますけれども、これに対して先程の答弁ともちょっと重なってしまうんですが、地区避難所、公益的避難所、それからこれらを補完する学校施設避難所の合

計の収容人員が5,000名を超えるというような状況でございますので、先程の観光客というお話もありましたけども、その辺も含め、一時的に何らかの対応ができるのではないかなというふうには考えているところでございます。

いずれにいたしましても穴水町へご視察に行かれたということで、石川県のほうで1.5次避難所を設けたということなんですけれども、これについては町のほうでも対応がしきれなくなって運営は石川県の県でやったということになります。そういった観点からも災害の規模によると町村の部分を超えた災害というふうになってしまいますので、仮にそういう状況があったときには町単独での対応というのは非常に難しいのかなというのは実情として考えているところでございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、1問目の質問はこれで終わりますが、再々質問があったらどうぞ。

○4番（相田恵美子君） 再々質問させていただきます。課長からは各自治会の地域の実情に合わせて研修をとってお話でしたけれども、例えば梅沢地区はもうワークショップをして、それなりの計画がありまして、具体的に小さな集合体での避難マップができていますね。なので、ほかの自治会にも梅沢を参考にさせていただいて、積極的にそういう取組ができたなら。いろいろ地区によって異なると思うんですけど、参考にすることができると思うので、せっかく私たちも東京都と町と協力してつくらせていただいたので、それをほかの地区にも広げていければと思いますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再々質問にお答えいたします。

梅沢自治会さんのほうでワークショップはもう令和元年に済んでいるということで、避難マップのほうもでき上がっているということ、梅沢自治会さんの部分を参考にしてお他地区に広めていけたらというお話でございます。

この部分に関してはいわゆる他地区というと、自治会いわゆるイコール自主防災組織というものになりますので、その観点でいきますと、例えばですけども、定期的に自治会長会議とかそういった連合会の集まりもありますので、そういったところで逆に梅沢の自治会長さんも出席されているわけですので、提案いただいてもよろしいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、以上で1問目の質問は終了します。

次に、2問目の質問を許可します。

○4番（相田恵美子君） 2問目の質問をさせていただきます。熱中症予防に公共施設、学校にウォーターサーバーの設置を。

近年、酷暑が深刻化し、熱中症のリスクが高く、油断のできない夏の暑さでした。高齢者が多い奥多摩町にとっては、各公共施設に水分補給する場が必要であり、また、町内の学校では水筒所持が通常となっておりますが、水筒の水がなくなった後、水筒を忘れてしまったときの対処等、保護者の方からは懸念する声と同時に、校内で衛生的に給水できる設備環境への要望が寄せられております。

熱中症予防にはこまめな水分補給が必要であるという医学的見地からも水分補給の環境は大変重要であります。

そこで、公共施設、学校の中にウォーターサーバーの設置について町のお考えをお伺いします。

公共施設では、来館者へのサービス、災害時の備蓄水としても活用できるメリットがあります。また、マイボトルへの補給も可能となり、マイボトルの利用は脱炭素型ライフスタイルの第一歩にも繋がると思います。

今後も続くであろう地球沸騰化。熱中症予防の一環として近年取り組まれる自治体も増えております。住民の健康のため、安心のために公共施設、学校へのウォーターサーバーの設置は必要不可欠だと思いますが、町のご所見をお伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の熱中症予防に公共施設、学校にウォーターサーバーの設置をについてお答えをいたします。

公共施設のウォーターサーバー設置に関しまして、奥多摩町役場本庁舎と奥多摩文化会館には冷水器が未設置であります。両施設の利用者の平均的な滞在時間はそう長くはないものと認識しております。

また、両施設内には飲料水等の自動販売機が設置されていることから、水分補給等につきましては必要に応じてご利用いただける状況となっております。こういったことから、現時点では冷水器を設置する必要性は高くないものと考えております。

次に、学校に関しましては、古里小学校、氷川小学校及び奥多摩中学校の3校ともに水

飲み栓直結給水方式となっております。衛生面に関しましても、学校の用務員、作業員等により衛生管理がなされており、水筒への補給を含め、安全に水分補給ができる環境にあることから、冷水器設置の必要性は高くないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○４番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。再質問２点させていただきます。

まず１点目としまして、近年の猛暑、熱中症による搬送も多くなっていると消防の方からも伺いました。これまでとは異なる暑さ対策が必要であると思われます。

ご答弁では、自動販売機の設置がある旨をいただきました。水分補給のために自動販売機の飲物等の購入を促すというのは、高齢者の多い町としては優しさに欠けているのではないかと懸念いたします。

また、文化会館や庁舎役場を利用される方々だけではなく、文化会館や役場の前を通られる方とか、子どもたちも含めてですけども、駐車場がありますので、観光客等も含めて気楽に水分補給ができるような、そんな優しい環境づくりも町のイメージアップに繋がるとは思われますが、ご所見を伺います。

２点目としまして、学校においては近年、水道管の劣化やＰＦＡＳの問題等の報道もあの中で、安全な水の提供を望む声もあります。奥多摩町の現状について伺います。

以上２点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 相田議員さんの再質問の１点目にお答え申し上げます。

近年の猛暑、熱中症による搬送も多くというお話から暑さ対策が必要というお話でございます。先程町長答弁の中で自動販売機のお話をさせていただいたところでございます。基本的な考え方といたしましては町長答弁のとおりでございます。

議員からは施設利用者でない通行されている方、或いは観光客等も含めて気楽に水分補給ができる環境づくりも町のイメージアップに繋がるのではというお話もいただいておりますけれども、不特定多数の方々に町が水道料金を負担して提供することは、また受益者負担の面からも住民サービスの本筋からちょっと外れるのではないかなというふうには考えているところでございます。

また、文化会館と子ども家庭支援センターが隣接しております。また、若干は離れてしまえますけれども、通行観光客という意味でいうと、福祉会館も同じ氷川・奥多摩駅エリア内ということで、ここの福祉会館、或いは子ども家庭支援センターのほうにはウォーター

サーバーといいますか、冷水器のほうも設置はしてございますので、場合によったらそういったご利用もできなくはないというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員さんの2点目の質問にお答えいたします。

ご質問の内容につきましては、学校の水道管の劣化、また、化学物質であるPFASとの問題という点です。

最初の水道管の劣化につきましては、学校の水道管につきましては平成30年度から令和2年度にかけて、先程町長のほうから答弁もありましたように、水道のほう直結化の工事をしております。そのときに学校の校内の水道管も全部敷設で替えてありますので、新しいものとなっております。

2点目のPFASの問題ですけれども、こちらは東京都の水道局のほうでは年4回、各浄水場のほうで検査を実施しております。校舎のほうの結果もいずれも定量の下限値以下という結果になっております。学校におきましては水道水で安全な水を提供できる環境となっております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） これで2問目の質問は終わりましたけれども、再々質問がありましたらどうぞ。

○4番（相田恵美子君） すみません、1点再々質問させていただきます。先程山宮課長のご答弁の中で、住民サービスの本質から離れているということでありましたけれど、観光立町を標榜する奥多摩町ですので、観光客に対してそれも1つのサービスかなと個人的に思いました。

住民サービスといえば、やはり庁舎内、役場の中に、特に住民課には結構町民が訪れますので、せめて住民課の前には水分補給をできるような設備が必要かなと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

先程私の再答弁の中で、住民サービスの本質じゃなくて本筋ということを使ったんですけれども、ちょっと違うかなというお話をさせていただきました。今、観光立町ということではそういうサービスも必要ではないかというお話と、住民課の前には水分補給ができるようなそういう設備が必要ではないかというようなお話であります。

もう大分数十年、私が入った平成のはじめ頃かと思いますけれども、住民課の前にはいわゆる給茶機的なものがありました。水も飲めるようなお茶もということで。ただ、先程の学校の水道水の話ではないですけど、やっぱり衛生面で管理がしきれなかったということがあります。また、老朽化していくということもありますし、その後、撤去してしまったという経緯があるんです。その経緯からすると、なかなか難しいのかなというふうには考えているところであります。

本当に何か緊急的にどうしても水が欲しいというときに絶対役場の水は渡さないという意味ではありませんので、その辺はケース・バイ・ケースで役場のほうも対応させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、4番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

次に、3番、森田紀子議員から3問の通告を受理しておりますので、1問目の質問を許可します。

〔3番 森田 紀子君 登壇〕

○3番（森田 紀子君） 通告によりまして1件目の質問をさせていただきます。

本町では現在、地域おこし協力隊の配置がなく、水産業や観光振興に特化した募集が行われておりますが、地域課題の複雑化、多様化が進む中、持続可能な地域づくりには既存資源の有機的な連携が不可欠です。AUBAを拠点とした多摩大学との連携や集落支援員との協働などを含めた奥多摩型地域活性モデルの構築が求められます。

そこで3点について伺います。

（1）地域おこし協力隊、AUBA、集落支援員の連携による奥多摩型地域活性モデルの構築について。

（2）地域おこし協力隊、集落支援員の活動拠点としてのAUBA活用の考えについて。

（3）任期後の定住・起業支援、空家活用や事業承継マッチングに対する町の方針について伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、奥多摩町の地域活性化に向けた連携と地域おこし協力隊の活用について3点の質問をいただいておりますが、ご質問の内容を踏まえ、答弁の順番を変えてお答えをいたします。

まず2点目の地域おこし協力隊、集落支援員の活動拠点としてのAUBA活用の考えに

ついてですが、多機能型地域活性化拠点、奥多摩AUBAにつきましては、町と多摩大学との包括連携協定に基づき、大学の研究及び教育資源を生かしながら町内において多様な展開を図るため、主に多摩大学経営情報学部の松本ゼミの学生の活動拠点として活用していることから、現時点では地域おこし協力隊や集落支援員の活動拠点としての活用は考えておりません。

次に、3点目の任期後の定住・起業支援、空家活用や事業承継マッチングに対する町の方針についてですが、現在、町では地域おこし協力隊員の任期終了後の町内での起業及び事業承継を支援することを目的として、奥多摩町地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱を制定し、地域おこし協力隊員による起業等に要する経費について100万円を限度として補助金を交付しております。また、年齢や就業等に関する要件はございますが、町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等を図ることを目的として、奥多摩町定住促進サポート事業支援金交付要綱を制定し、就業や起業等に関する補助要件を設け、単身や世帯の状況による金額の差はございますが、最大100万円の定住支援金を交付しており、補助要件を満たす場合は、地域おこし協力隊員等が申請することも可能でございます。

このように現在、任期後の定住や起業支援策を行っており、また、空家の活用や町内事業所への就業案内などの相談や支援も行っておりますので、引き続き企画財政課や子育て定住推進課をはじめ、関係する部署が連携を図りながら任期後の定住や起業等に繋がる支援を進めてまいります。

最後に、1点目の地域おこし協力隊、AUBA、集落支援員の連携による奥多摩型地域活性モデルの構築についてですが、今年度からスタートした町の第6期長期総合計画の基本構想における町の将来像「自然の中で わたしが 暮らし つながり 挑戦できる おくたま」の実現を目指し、未来をつくる3つのコンセプト「活性化」「持続化」「効率化」に連なる具体的な将来像と施策の方向性等を重視し、町と住民、事業者、大学など多様な主体との連携によるまちづくりを進めていくことが重要であり、第6期長期総合計画が目指すまちづくりの基本であると考えております。

第6期長期総合計画は、住民との協創を重要なテーマに掲げ、住民や町に関わりのある方々からの声を聞き、皆さんの意見を中心に据えて計画を策定したことから、第6期長期総合計画の実現に向けたまちづくりを進めていくことが奥多摩型の地域活性モデルの構築に繋がっていくものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 私からは3点ほど再質問させていただきます。ご答弁のあった順番どおりに再質問させていただきたく存じます。

まず（2）の再質問ですが、町長の答弁にございましたように、AUBAは多摩大松本ゼミの学生の活動の拠点であります。加えて多摩大学の奥多摩町活性化事業開発プロジェクトでは、下記の目的が明記されております。奥多摩AUBAは、奥多摩町の地域在住者と来訪者が気軽に交流できる多機能型活性化拠点として情報の発信、交換を行い、多様なものが会う場、会う機会を創出する場として地域のハブとなる施設を目指していますとなっています。実態としても立地条件もよいことから、町内外を問わず、様々な人が訪れ、まさに出会いの場、会う場、人と情報を繋ぐ場となっております。

今回私が質問した意図としては、ハブであるAUBAがみんなでつくる奥多摩の拠点になり得るのではないか、そして、その実践力として地域おこし協力隊、集落支援員が大いに活動できるのではないかという考えからでした。

現時点でAUBAの活動の拠点ということについては地域おこし協力隊や集落支援員の活躍の在り方にも関わると思いますので、以上の件につきましては問いませんが、今後に向けたお考えをお聞かせください。

2問目の再質問といたしまして、ご答弁では補助金や定住支援制度を通じて起業や空家活用を進めているとのことでしたが、しかし、全国的に見ると、和歌山県や北海道置戸町のように、空店舗改修費補助、家賃補助、また、岡山県真庭市のように、任期後のキャリア連携を重視したフォロー体制など、より定着率を高める取組が実施されています。

奥多摩町では協力隊の定着率が依然として低く、課題になっておりますが、こうした先進事例を参考に、例えば補助金の金額の拡充や対象経費の柔軟化、空店舗・住居への改修費補助や家賃補助の導入、協力隊、集落支援員の任期後を見据えたサポートデスク的な相談窓口の設置といった支援を強化する必要があるのではないのでしょうか。町としてこのような新たな支援対策の検討を行う考えはありますか。

そして、3問目に（1）の再質問をさせていただきます。町長は、第6期長期総合計画において住民との協創を掲げ、その実現が奥多摩型の地域活性モデルに繋がるとのご答弁でした。私もその考えに賛同いたします。

しかしながら、8月20日現在、奥多摩町では地域おこし協力隊の募集が行われておらず、新たな担い手を迎え入れられないのが現状です。

地域課題が複雑化、多様化する中、地域創生を前進させるためには外からの新しい視点や実践的な活動を担う人材を積極的に確保することが不可欠だと考えます。

国が地域おこし協力隊制度を設けている趣旨は、まさに地域に外からの風を吹き込み、地域課題解決や持続的な活性化を促すことにあります。その意味に照らしても本町にとって協力隊は大変重要な存在です。

そこで伺います。過去に本町で活動した協力隊について、その成果や課題をどのように検証されているのでしょうか。また、定着率を高め、せっかく来てくれた人材を大切にしていくなめには、処遇改善や活動環境の整備も必要だと考えますが、この点について町としてはどのように取り組むお考えですか。更に今後、採用を再開する場合、どのような人材を対象とし、どのようなビジョンを持って奥多摩の地域創生に結びつけていくのか。

「わたし」がつくる奥多摩に向け、「わたし」が関わりやすく見えやすい仕組みを検討していただき、その具体的なお考えをお聞かせください。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 3 番、森田議員からの再質問 3 点ご質問をいただいております。

まず 1 点目につきましては、A U B A のほうの活動拠点という部分で地域おこし協力隊、集落支援員の活用の際に使えないかというところで今後に向けた考え方はというご質問かと思えます。

町長答弁でもございましたとおり、現時点では多摩大学との包括連携に基づきまして、松本ゼミの学生たちの活動の拠点ということで考えているところでございますけれども、大学との連携によって地域おこし協力隊や集落支援員と一緒にイベントを開いたりだとか、そういった活用は可能だと考えております。現時点でもお太助隊だとか、包括センター、こちらのところといろいろなイベントを開いていただいて、計画もされているというところでございますので、そういった活用は可能かというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2 点目のご質問でございます。2 点目のご質問に対しましては他の自治体での支援策の事例等も含めまして、森田議員からは様々な支援策についてのご提案をいただき、町として新たな支援策の検討を行う考えはありますかというご質問についてですが、町としては先程町長からの答弁にもございましたように、地域おこし協力隊員の任期終了後の町内での起業及び事業承継を支援することを目的として奥多摩町地域おこし協力隊企業等支援補助金交付要綱を制定し、設備及び備品の購入や土地及び建物の賃借に要する経費など、起業等に要する経費を対象としているほか、町長が特に必要と認めるものであれば、

補助対象として認めるということとしてございます。

また、相談窓口につきましても任期中、任期後にかかわらず、企画財政課をはじめ、担当課の職員が相談に応じる体制が取れていると考えております。

今後、地域おこし協力隊からの相談や支援要望等があり、新たな支援策が必要であれば検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目のご質問でございます。まず過去に町で活動した協力隊についての成果や課題をどのように検証されているか及び定着率を高めるために処遇改善や活動環境の整備が必要であり、町としてどのように取り組むのかとのご質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、令和6年度末時点で5名の方が卒業しており、退任後に町に定住し、就業された方は1名でございます。議員ご指摘のとおり定着率としては決して高くない状況でございます。

しかしながら、町に定住された方につきましては、引き続き小河内地区で就業し、消防団活動など、地域活動にも積極的に参加されるなど、町において活躍をされております。

また、残念ながら他の地区へ転出されることとなりましたが、第2期地域おこし協力隊員につきましても、今まで焼却処分としていた採卵後のヤマメの廃魚を活用した「やまぼこ」の商品化に力を入れ、イベント等でのPRや販路の開拓を行うなど、地域おこし協力隊としての成果を活動後においても引き継いでおりますので、定着率の課題等はございますけれども、地域おこし協力隊を導入した一定の成果があったものと捉えてございます。

定着率の問題につきましては、議員から処遇改善や活動環境の整備が必要とのご指摘があり、町としてどのように取り組むのかとのご質問でございますが、退任後に町に定住していただき、引き続き地域活動に参加していただけることが町にとっても、地域にとっても期待されるところでございますが、ご本人のお考えもあり、残念ながら他の地域へ転出されることもございます。

処遇や活動環境が定着率に影響しているとは一概に言えないものと考えておりますが、任期中における隊員のご意向も考慮しながら、定住に繋がる取組を行ってまいります。

また、今後の地域おこし協力隊の募集に対して様々なご見解をお示しいただき、町として具体的な考えについてのご質問もいただきました。具体的な考えに対するお答えではございませんが、第6期長期総合計画における未来をつくる3つのコンセプトの活性化の将来像に掲げる「賑わう 満ちる 巡るまちづくり」の施策の方向性、町の活性化の実現に向け、取組例で示す地域おこし協力隊や集落支援員の積極的な活用を図り、まちづくりを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、これで質問は終わりましたが、再々質問があれば許可しますが、どうぞ。

○3番（森田 紀子君） では、再々質問として1つ質問させていただきます。

企画財政課をはじめ、各担当課の職員が相談に応じる体制が取られているとのことですが、相談窓口に関してなんですが、町に対してはやはり言いづらいことがあるかもしれません。例えば多摩大学総合研究所だったり、町の新たな創造に関与する方々に門戸を開いていただくことは可能でしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 3番、森田議員の再々質問にお答えいたします。

相談窓口の問題ということで、なかなか町に言いづらいこともあるんじゃないかということで多摩大学のほうに門戸を開いて、そういう窓口になっていただけないかというご質問かと思います。

多摩大学との協定の中の部分で、なかなかそこまでの踏み込んだところはうたっておりませんので、ちょっと多摩大学にお願いするのは難しいかなというふうに考えてございます。

ただ、地域おこし協力隊につきましては、まちづくり推進委員のメンバー、オブザーバーという立場でございますけれども、まちづくり委員会の中へ入っていただいて、ほかの委員の方とも一緒になってまちづくりに対する意見等もいただいております。そのメンバーの中でも毎月定例会を開きながら、時には懇親会もやりながら仲間になっていただいて、今までの協力隊もまちづくり委員会のメンバーと非常に密な関係になってございまして、そういった部分でも相談できる部門はございますので、活用できるとすればそういったところも活用しながら、より地域おこし協力隊の皆さんのご意向が町に届くようなことは考えていかなければいけないかなと思っておりますが、町の担当部署といたしましても定例会も行っておりますので、今までの協力隊との関わりの中で考えていくと、それほど町に対して言いづらいことがあったのかどうかというと、町としても親身に相談に乗っているというふうに考えてございますので、ただ、いろんな意見を聞ける場というのは必要だと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1問目の森田議員の質問は終わります。

次に、2問目の質問を許可します。

○3番（森田 紀子君） それでは、私から2問目の質問をさせていただきます。クマ出没による観光ごみ誘引の影響と対策について伺います。

本年は猛暑によるえさ不足等の影響でクマによる人里への出没や人身被害が増加しています。奥多摩町でも川井や丹三郎など住宅地に近い場所での目撃が相次ぎ、住民の不安が高まっています。

特に観光地である河川敷では、バーベキュー利用に伴うマナー違反やごみの放置が深刻で、クマの強い嗅覚により僅かな食べ物の臭いにも誘引される可能性があります。川沿いはクマの移動経路であることから早急な対策が必要です。

町ではごみの持ち帰りを呼びかける看板設置などを進めていますが、効果や限界も見られます。

そこで2点について伺います。

①クマのえさ不足と観光ごみの放置という複合的な課題に対し、現行の対策の効果と限界、今後の方針について。

②住民の安全と観光客への注意喚起を両立するため、LINE等を活用した情報共有や多言語での発信強化についてのお考えを伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目のクマ出没における観光ごみ誘引の影響と対策についてお答えいたします。

1点目のクマのえさ不足と観光ごみの放置という複合的課題に対し、現行の対策の効果と限界、今後の方針についてですが、現在のところ、ツキノワグマの出没原因が観光ごみの放置による事例はありませんが、人家の生ごみ処理用のコンポストや空家に残されたみそだるの匂いを嗅ぎつけるなど出没の誘引となる事例は発生しております。

町では、昨年クマの出没が多発し、捕獲数も令和2年度以来の10頭を超える状況を踏まえ、また、10番、原島幸次議員からの令和6年第3回町議会定例会での一般質問において、クマ遭遇時の行動マニュアル作成のご提言を受けまして、昨年10月に広報おくたま及び町ホームページで周知の上、クマの出没を減らすための自宅や畑での対策等を例示いたしました「ツキノワグマ対策マニュアル」を作成し、全戸配布を行ったところであります。

その一方、この夏休み期間中に当町への観光を予定されている皆様向けには7月の海の日を含む3連休前に町ホームページを更新し、ごみの持ち帰り及び不法投棄禁止のほか、

ごみの放置はクマなどの野生動物の誘引に繋がることを掲載の上、奥多摩観光協会にご協力いただき、Xで町ホームページのリンクを貼付し、広く周知したところであります。

また、お盆休み期間中の先月8月9日土曜日から17日の日曜日までの9日間、マナーアップ強化キャンペーンの実施期間として、氷川溪谷のほか、今回から鳩の巣溪谷においても河原でのバーベキューごみの持ち帰りと呼びかけ、奥多摩駅前及び鳩ノ巣駅前における観光ごみ引取りの実施についても、引取り場所の地図を掲載したチラシを配布して直接周知を図ったところであります。

このような取組などを通じて観光ごみの放置を誘引とするクマの出没に繋がらないよう引き続き周知啓発を実施してまいります。

次に、2点目の住民の安全と観光客への注意喚起を両立するため、LINE等を活用した情報共有や多言語での発信強化についての考えはについてですが、住民の皆様向けましては、昨年度本格導入いたしました獣害報告LINEアプリの活用のほか、クマが出没した自治会においては、防災おくたまで臨時放送を行い、更に複数の地域においてクマが出没した場合には、定時放送を活用して全町に注意喚起を促しているところであります。

また、クマの出没状況に応じて猟友会のご協力をいただき、パトロールの強化、追い払いの実施のほか、人的被害が想定される場合には、東京都環境局の許可のもと、檻を設置し、捕獲も実施しており、昨年度は13頭、今年度は8月までに5頭を捕獲して人的被害を未然に防いでおります。

しかしながら、万一人的被害が発生した場合には、防災おくたまのほか、町民皆様向けには獣害報告LINEアプリのお知らせ表示機能の活用を想定しており、一方、観光客向けにはヤフージャパン・自治体からの緊急情報を活用の上、更には多言語対応といたしまして、本年4月の一般財団法人デジタルスマートシティ推進財団との連携協定に基づき、8か国語での周知が可能な多言語観光情報サイト「ガイドア」を活用して、広く注意喚起を図ってまいります。

このような対応を想定する中、先月8月23日の夕方、大丹波川上流部で溪流釣り客がクマに襲われる人的被害が発生したため、獣害報告LINEアプリのお知らせ表示を導入後はじめて実施した一方、観光客向けには今回は被害発生場所から観光客が限定されることから、下流の各キャンプ場を通じて利用客に注意喚起を依頼し、登山客への周知は奥多摩ビジターセンターと連携して、登山口及び最寄り駅、バス停などに注意喚起の掲示を実施したほか、町ホームページ並びに各関係機関ホームページに掲載の上、周知を図ったところであります。

いずれの対策も今年度からスタートした町の第6期長期総合計画における未来をつくる3つのコンセプトのうち、「持続化」の将来像に掲げる「サステナブルなまちづくり」の施策の方向性「資源を活かす・大切に作るまちづくり」の実現に向け、観光ごみ対策、獣害対策を引き続き推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（森田 紀子君） 2点ほど再質問させていただきます。

まず①先日の大丹波での子グマによる人的被害を受け、町民や観光客の不安は一層高まっております。ご説明のとおり、現時点で観光ごみが直接の出没原因と確認された事例はなく、主な誘引は人家周辺の生ごみ、また、管理が行き届かない空家に残されたみそだるや食品類などであると理解しました。であるならば、町としては生活ごみや空家対策に一層踏み込むべきではないでしょうか。

例えば生ごみを密閉できる専用容器の配布や購入補助、或いはクーポン制度の導入、更に空家に残されたみそだるや食品、生ごみを撤去するプログラムを立ち上げ、必要に応じて費用を助成することも検討すべきと考えます。加えて果樹や飼料の管理ルールを地域で定め、更なる電気柵設置補助の拡充も重要です。

実際に奥多摩海沢ふれあい農園では、取り残されたユズ等を農園の方々が回収し、誘引物を減らす取組も始まっております。こうした生活、空家、農地それぞれの実態に即した対策を町としてはどのように体系的に進めるお考えか、お答えください。

2問目の再質問です。情報共有の在り方について伺います。

町からは住民に対しては獣害報告LINEアプリの活用や臨時放送での注意喚起、観光客に対しては、ヤフージャパンの緊急情報や観光情報サイト「ガイドア」を通じた多言語発信を進めているとの答弁をいただきました。こうした取組は大変有効であり、評価いたします。

一方で、夏の河川利用や観光地でのバーベキューに伴い、依然としてごみの放置や野生動物への誘引が発生しており、住民の安全と観光客の利便、マナー向上の両立が課題になっています。

そこで伺います。観光地や川沿いにおけるベアプルフ型ごみ箱の設置、バーベキュー利用時のデジポット制度導入、更には予約制や時間帯制限の導入といった新たな仕組みの検討状況はいかがでしょうか。

また、多言語によるリスクの情報のリアルタイム配信、具体的には、ジオフェンスを活用した通知や観光事業を通じた注意喚起体制の強化について、町はどのようにお考えか伺

います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3 番、森田議員の再質問にお答えいたします。

まず 1 点目でございますが、議員からはクマの誘引に繋がる部分としまして、生活ごみ関連、もしくは空家関連についてご意見、ご提言をいただいたところでございます。

観光産業課といたしましては、クマ対策に参考になる資するものでございましたら、それぞれ所管である子育て定住推進課長、もしくは環境担当主幹とも連携し、研究してまいりたいと考えております。

一方で、電気柵の設置の補助の拡充についてですが、こちらについては今年度、制度の拡充を図ったところでありますので、まずはその効果検証を行ってまいりたいと存じます。

また、議員からは奥多摩海沢ふれあい体験農園での取組についても再質問の中で触れていただきましたけれども、昨年の冬からこの春にかけて体験農園では、町内の放任果実の対策として対応を図っていただいた状況がございます。全町広い町内ですので、今後この冬に向けて町全体の取組として対応ができるのか、その辺りについては体験農園とも連携しながら対応に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても今後、空家を含めた誘引の状況、放任果実の対策など、予防策に重きを置いて、万一の出没時には引き続き猟友会、青梅警察署、都の多摩環境事務所など関係機関と連携しましてクマの対応について引き続き当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、2 点目の再質問についてお答えをいたします。議員からは再質問の中で、クマの誘引に繋がる部分、ごみの放置のところで具体的な提案をいただいたところでございますが、その中でベアブルーフ型のごみ箱についてご提案もありましたが、川沿いでの設置は誘引にも繋がりがかねない状況がありますので、原則ごみについては持ち帰りの周知徹底を引き続き図り、電車利用者でどうしても持ち帰れないごみについては観光協会、もしくは奥多摩駅前、鳩ノ巣駅前での回収について、観光協会については年間通じてですが、駅前については春の大型連休、お盆休み等の時期の対応について継続したいというふうに考えているところでございます。

また、再質問の中で臨時のバーベキュー場について検討状況はというお尋ねがございましたが、こちら昨年の 9 月でしたか、大雨の状況によりまして多摩川と日原川の合流地点である昭和橋の下の河原の形状が中州状態になりました。その中州状態になる前については、氷川キャンプ場の対岸という形の中で臨時バーベキュー場という形が取れないか、河

川を管理する西多摩建設事務所とも担当課である町の観光産業課で何度か打合せを行いました。中州状態になった以降は、現在の河原の状況では新たな占用許可は難しいと西建から回答を得ておりますので、現時点は臨時のバーベキュー場については検討を行っておりません。

河川については自由利用の中、町としましては、観光産業としてはマナーアップの強化を継続する一方で、今回の呼びかけの中で町内各所に有料のキャンプ場がございますので、大勢でバーベキューされる場合には有料のキャンプ場においてバーベキューであったり、キャンプをお願いしたいという形で周知を図っておりますので、その点、今まで以上に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、多言語対応について再質問の中でジオフェンスのご提案いただいたところでございます。こちらについてはSNS、ICT等の中で積極的に活用を考え、関係機関とも連携し、氷川溪谷のほか、この夏、新たに体制を組んで鳩の巣溪谷においても直接河原においてマナーアップ強化のキャンペーンを実施しましたので、引き続き粘り強く周知啓発を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で2問目の質問は終了しますが、再々質問があればお受けします。森田議員。

○3番（森田 紀子君） ①の質問の課長のお答えの中で、放任果実対策で体験農園奥多摩海沢ふれあい農園で冬に向けてまた対応できるかどうかということでお答えをいただきましたが、昨年の冬、何件住民の方から依頼があって、農園ではどのくらいの費用を有したのか、来年度の予算としてはどのくらい考えていらっしゃるのか教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再々質問にお答えをいたします。

再質問の中で放任果実の対策として海沢ふれあい体験農園での取組についてに関連しての再々質問でございます。こちらについてでございますが、昨年の冬からこの春にかけての対応については、町内で約10件ほどというふうに聞いております。町として追加の費用を体験農園に支出した部分はございませんので、昨年度の体験農園の予算の中で実施をしていただいた状況でございます。

ただ、体験農園も管理運営に当たっては町の会計年度の2名体制と、あとは海沢地内の皆様の運営委員で成り立っている状況がございますので、現在獣害対策という中で、サル

の大規模捕獲も檜原さんの先進事例を参考にしているところですが、放任果実についても檜原村で村の取組という形でされておりますので、それを参考にしながら、今年度は現状予算はございませんので、農園さんと町の職員でどこまで協力体制が取れるのか。そこを特にサル対策については大規模捕獲をして、サルの頭数を減らした中で、全てを駆除ではなく、頭数を管理する中で追い払いに対応をシフトしていく部分がありますので、そういった中で、放任果実の部分も対応していきたいというふうに考えておりますので、来年度の予算に向けてこういった形で担当課として予算組みしていくか、今後の検討課題であるということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○総務課長（山宮 忠仁君） 森田議員、2問目の質問はこれで終了します。

お諮りします。質問の途中ですが、暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後2時20分から再開します。

午後2時05分休憩

午後2時20分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3問目の質問を許可します。

○3番（森田 紀子君） 私から3問目の質問をさせていただきます。生活再建支援と防災計画の実効性強化について伺います。

石川県穴水町への視察を通じて能登半島地震における深刻な被害を目の当たりにし、本町においても地域防災計画の更なる具体化と実効性確保が急務であると強く感じました。

①被災者の生活再建支援について伺います。行政書士会との罹災証明手続等に関する協定は前進ですが、肝腎なのはその後の住宅再建、公営住宅の活用、生活資金の確保など、被災者が元の生活を取り戻すまでの支援体制です。発災から生活再建までの切れ目のない支援を町としてどのように構想しているのか、具体的なロードマップをお示してください。

②防災計画の周知について伺います。計画が策定されても住民が内容を理解し行動できなければ意味がありません。特に9月7日に予定されている総合防災訓練は、防災計画を住民の皆様に体験していただく絶好の機会です。訓練を通じて計画の内容をより分かりやすく伝え、住民の行動変容に繋げるための工夫と町の今後の取組をお聞かせください。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3 問目の生活再建支援と防災計画の実効性強化についてお答えをいたします。

1 点目の被災者の生活再建支援について伺います。行政書士会との罹災証明手続等に関する協定は前進ですが、肝腎なのはその後の住宅再建、公営住宅の活用、生活資金の確保など、被災者が元の生活を取り戻すまでの支援体制です。発災から生活再建までの切れ目ない支援を町としてどのように構想しているのか、具体的なロードマップをお示しくださいについてですが、町地域防災計画の 51 ページには、地震時のフェーズ区分と災害対策と題して、住民、自主防災組織でもある自治会、事業所、奥多摩町、そして、関係機関がそれぞれの段階に応じてどのような取組等を行っていくのかの目安を時系列で示した図表を掲載しております。

この中で行政側としては、町が住家の被害認定調書・罹災証明書等の交付を行うとともに、東京都等と連携し、応急仮設住宅等の供給や入居者の募集・選定、入居支援を地震発生後、早ければ4日から1週間で開始することとしております。

しかしながら、これは全国の災害実績を基とした目安であり、災害の規模、被害状況等によっては図表のとおりとはならないことはご理解いただきたいと存じます。

なお、住宅対策の詳細につきましては 108 ページ以降の第 13 章、住宅対策にスキーム等が掲載してございます。

また、125 ページ以降には第 3 章、被災者等の生活支援として、生活相談の実施や生活再建資金援助、職業のあっせん等について記載しており、被災者の生活再建に資するよう関係機関と連携、協力していくこととしております。

次に、2 点目の防災計画の周知について伺います。特に 9 月 7 日に予定されている総合防災訓練は、防災計画を住民に体感させる絶好の機会です。訓練を通じて計画の内容をより分かりやすく伝え、住民の行動変容に繋げるための工夫と町の今後の取組をお聞かせくださいについてですが、町地域防災計画の 28 ページ以降には、第 2 章、防災知識の普及・啓発等と題して行うべき事項を記載してございます。今回改定いたしました町地域防災計画につきましては、4 月の 25 日付で自治会を通じて全戸に概要版を配布いたしました。

また、この 9 月 7 日の町総合防災訓練では、町から各自治会の訓練会場に課長職を派遣いたしますが、その際、概要版の内容の再確認やふだんから備えていただきたいこと等を住民の皆様にお伝えすることとしております。加えて各自治会長には別途、東京水道グループからの応急給水栓等を用いた各自治会内での訓練案内をしております。

また、今年度は新たなハザードマップを作成し、全戸配布を予定しております。

こういった取組を通じまして計画の内容をご理解いただくとともに、実際の災害時等にはそれぞれの立場で行動していただけるように努めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。

○3番（森田 紀子君） それでは、私から再質問させていただきます。

まず①、只今のご答弁では地域防災計画の中で、罹災証明の発行や応急仮設の供給等が、発生から概ね4日から1週間程度で開始される旨が示されているとの説明をいただきました。

しかしながら、能登半島地震で明らかになったように、実際の現場では、罹災証明の遅れ、住宅再建のめどが立たない、生活再建資金や仕事の確保が進まないなど、制度と実態との乖離が大きな課題となりました。

奥多摩町においても仮設住宅や生活資金支援を東京都任せにするだけでなく、町独自としてどこまで伴走できるかが問われます。特に、ご高齢者や単身世帯が多い本町では、相談支援から生活再建までの切れ目のない伴走体制が不可欠です。

そこで伺います。地域防災計画の図表や章立てにとどまらず、災害発生から罹災証明、住宅確保、生活再建までの実行可能なロードマップを町としてどのように具体化するのか。まず住家被害認定調査についてです。奥多摩町のような山間部では、道路の寸断により調査員が被災地域に入れない可能性があります。その際、代替手段として、ドローンや衛星画像の活用、応援職員の受入れ体制といった詳細な計画がなければ迅速な調査は困難です。この点について町独自の具体的な対策はお考えでしょうか。

次に、罹災証明等の交付のプロセスについてです。被災者が多数発生した場合、窓口混雑が想定され、手続きが滞るおそれがあります。行政書士会との協定は有効ですが、窓口の増設やオンライン申請の導入といった手続きの迅速化に向けた具体的な工夫がロードマップに盛り込まれているのか伺います。

最後に、応急仮設住宅等の供給についてです。東京都の連携が中心とされていますが、町内での建設場所の確保や建設型以外の仮設住宅、例えば民間アパートの借上げや町内の宿泊施設の空部屋を活用した避難生活再建支援について具体的な計画をお持ちでしょうか。町民の命と暮らしを守るため、これらの課題に対する具体的なご答弁を求めます。

更に②です。ご答弁では防災計画の概要版を自治会を通じて全戸に配布したこと、更に9月7日の総合防災訓練の際に課長職を派遣し、住民の皆さんに概要の再確認を行うとのことでした。

しかし、概要版を配布しただけで住民一人一人が自分の命を守る行動に繋がれるかとなると、大きな疑問が残ります。防災訓練に参加できる住民は限られており、参加できなかった住民や要配慮者への伝達は現状では十分とは言えません。更に能登半島地震では孤立集落の長期化と通信遮断が深刻な問題となりました。道路の寸断で救援が届かず、通信も途絶えることで安否確認や支援要請が不十分になる事態が生じました。本町においても山間部の地形から孤立集落のリスクは高く、同様の状況は安易に想定されます。

実際、他自治体では代替通信手段の導入や実証が進んでいます。岐阜県高山市では、無線LANドローンを活用した通信実験、長野県栄村では、住民が簡易無線を相互利用できる体制を整備、福井県鯖江市では、スマートフォンアプリを活用し、災害時の安否確認や情報提供を迅速に行うシステムを導入、静岡県沼津市では、災害時用の特設ウェブサイトを事前に開設し、被災者がスマートフォンから情報を得られる体制を構築。これらの取組は奥多摩町にとっても参考になるものです。

そこで伺います。今後の総合防災訓練や平時の取組について防災計画を住民が体感し、実際に行動できるものにするため、町としてどのような工夫を講じるお考えか。併せて孤立集落や通信遮断を想定した代替手段として、まずは町独自で着手できる第一歩として何をどのように導入、検証していくのか、町の主体性をお示ししていただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、一般質問の持ち時間1時間を残り5分となりましたので、回答は全部終わらなくてもその時間で切りますので、ご承知おきください。

総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3番、森田議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

最初に、1点目の再質問についてお答えいたします。制度と実態との乖離に関する部分ということで、町長答弁では仮設住宅や生活資金支援については東京都任せでなく、東京都等と連携していくということで申し上げておりますので、まずは確認をお願いしたいと思います。

また、町独自でどこまで伴走できるかとのことでありますけれども、能登半島地震のような大規模災害と比較するのであれば、町独自の伴走には無理があるのは明白ではないかというふうに考えております。事実、能登半島地震では複数の市町村で独自の対応が不可能となり、石川県や国が各種の対応に乗り出しております。

町の被害想定は、町地域防災計画 17 ページからにもありますように、また、自然条件や社会条件を勘案しても直接比較は無理があるのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、実行可能なロードマップの具現化ということでございますけれども、町といたしましては町長答弁でお示した各該当ページの事項を基本としつつ、それぞれの個別のケースに応じて関係機関と連携協力して対応を図っていくこととなります。

住家被害調査に関する町独自の具体的な対策、罹災証明書等の交付に関する具体的な工夫のロードマップへの盛り込み及び応急仮設住宅等の供給に関する避難生活再建支援の具体的な計画とありますが、こちらにつきましても各該当ページを基本としつつ、それぞれ個別のケースに応じて関係機関と連携協力をして対応を図っていくこととなります。

これらの所管となる災害対策本部の組織につきましては、防災計画 53 ページからの応急活動体制によりまして、各対策班の業務内容は質問の部分だけではなく、実際の災害が起きれば非常に多岐にわたる対応を行うようになります。状況に応じて東京都等を通じて人材、機材の要請を行っていくことになります。

なお、過去全国で発生した他地域での災害では、奥多摩町の職員が複数回他自治体の支援のために派遣をしております。例えば熊本もそうですし、大島もそうです。千葉、東日本大震災の大槌町のほうもそうですけれども、実際にそちらへ行って住家の被害調査だとか罹災証明書の発行をしております。仮に町において大規模災害が発生した場合は、他自治体からの応援要員が来るが見込まれるということになります。

2 点目の部分でございますけれども、議員も指摘されておりますとおり防災訓練は防災計画を住民に体感させる絶好の機会であるとも言えますが、100%の住民参加は現実的でなく、また、訓練は限られた時間であることや地域別の訓練会場となること、自治会によっては高齢化等により訓練実施が困難になっているところもあることは議員も承知されているものと考えております。

防災計画を住民に体感し、実際に行動できるものにするためにはとのことですが、町長答弁にあったとおり、自治会を通じての個別訓練や過去に実施した防災セミナーなど様々なパターンを組み合わせ、より効果が高いと思われる取組を進めてまいりたいと思います。

通信関係については澤本議員からの一般質問で答弁をしておりますので、ここでの再答弁は割愛させていただきます。

また、通信不通率についての想定は 0.1% ということで非常に僅少となっております。

また、ドローンの関係ですけれども、8 月 1 日にドローン協会と協力体制に関する協定を締結していることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、残り 1 分ですので、これで森田議員の一般質問を終わります。

次に、8 番、宮野亨議員から 2 問の通告を受けておりますので、まず 1 問目の質問を許可します。

〔8 番 宮野 亨君 登壇〕

○8 番（宮野 亨君） それでは、通告に従いまして 2 問質問させていただきますが、1 問目お願いいたします。広島市への小・中学生派遣事業の創設と平和学習について。

近年、国際社会では対立、紛争、核の脅威など不安な状況が続いています。2025 年には戦後 80 年、被爆 80 年の節目であり、平和を希求する機運の高まる年でもある。これは NHK のテレビで見た部分なんですが、ヒトラーは偉大なドイツの復活を叫び、純血のアーリア人種の優位性を唱えた。それがユダヤ人の大量虐殺に繋がった。また、日本では初代天皇の即位 2600 年に当たるとされた 1940 年、天皇のもとに全世界を一つの家とする「八紘一宇」というスローガンが広がり、神の国日本がアジアの盟主になるとの大義名分をつくり出し、それが悲惨な戦争に繋がった。差別や偏見と闘ってきた人物であったとしても、気づかぬうちに偏った歴史認識に陥ることがある。重要なのは何をどう学ぶかである。

また、被爆 80 年で来日したノーベル賞委員会のフリードネス委員長、40 歳は、広島市と長崎市を訪問し、両市の被爆資料館を見学し、被爆者と交流した。委員長は講演で、皆さんは記憶の守り手であり、新たな継承者だ、被爆者の物語を語り、歴史を学び、声を上げてと呼びかけた。

そこで、これからを担う若者の不戦とともに平和意識の醸成を図る一助として広島市への学生派遣事業の創設を提案します。また、助成金や被爆体験伝承者等派遣事業の活用も検討し、勉強会、交流会の実施も含め、更なる平和学習を進めるべきと思うが、ご所見を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 8 番、宮野亨議員の一般質問の 1 問目、広島への小・中学生派遣事業の創設と平和学習についてお答えいたします。

日本の平和教育・学習につきましては、教育基本法第 1 条の教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないことを礎として実施しております。

町の小学校では6年生の社会科歴史で戦争について学習するとともに、戦争の悲惨さや残酷さ、平和の尊さについて学習しており、広島、長崎といった原爆に関するだけでなく、国際連合などの組織をつくり、世界平和実現に向けて様々な形で努力していること、また、国語や道徳にも平和に関する内容があり、平和の大切さを適宜指導しています。

今年度、古里小学校では奥多摩町を含めた西多摩地域の人々も多く出征していった事実、これを物語る慰霊碑等についても意図的に取り上げながら、子どもたち一人一人に平和について考える時間を設けています。

また、昨年度、学校関係者の身内の方が東京都内で実際に空襲に遭い、大変な思いをしたことの記録を提供していただき、実際に授業で資料を提示して子どもたちに考えさせる時間を設けております。戦争経験者が少なくなってきた今、貴重な資料の一つとして授業の中で活用しております。

氷川小学校では7月に奥多摩絵本専門士による「平和ってどんなこと？」を実施し、本の読み聞かせを通して平和について考える時間を設けました。

中学校では社会科の歴史分野で第二次世界大戦やそれ以前の戦争について学び、公民分野では日本国憲法の平和主義について深く学びます。授業では平和や戦争をテーマとして生徒たちが意見を交わし、議論を深める場面をつくり、自分事として意見を持ち、行動できるように進めております。

また、道徳や国語の学習の中にも戦争と平和をテーマにした内容も多く掲載されており、生徒たちが平和教育に触れる機会が常に設定されております。

近年、学校では教科指導に加え、金融教育、租税教育、食育、がん教育、主権者教育、人権教育、ICT教育、交通事故、火災、地震等の防災や安全教育、グローバル教育、命の安全教育、情報モラル教育等多くの教育と名のつくものがあり、命や人間愛、平和の大切さ、友達を大切にするなど、戦後80年たったから特別ではなく、平和に関する事柄につきましても様々な機会指導しております。

また、平和教育は学校教育だけで完結するものではなく、家庭教育や地域社会においてもそのような意識を持ってほしいと考えております。学校ではそのような思いもあり、平和や戦後80年等の内容について9月の学校だよりでお知らせしております。

議員からご提案のありました広島市への小・中学生派遣事業につきましては、子どもたちが実際に広島を訪れ、原爆ドームや平和記念資料館を見学し、歴史的事実を肌で感じ、平和への思いを深める貴重な体験になると考えておりますが、子どもたちがそのような体験をするためには、第二次世界大戦や原爆投下などの歴史を詳細に学んだり、主体的に戦

争や原爆等のテーマを設定し、調査や発表を行うなどの事前学習も必要であると思います。

意味ある派遣事業とするためには事前準備も必要なことから、すぐの実施は難しい状況ですが、学校では移動教室や修学旅行といった宿泊を伴う行事がありますので、それらの効果的活用なども学校と研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問はありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 戦後80年ですが、私は戦後生まれです。でも、昭和20年8月の14日から15日にかけて八王子空襲がありまして、その帰りに奥多摩町にも焼夷弾が落ちました。それによって奥多摩では大丹波のうちを含めた3件が空襲で焼かれました。だから、親としては戦争に駆り出されて行って帰ってきたら家がないと、そういう状況だったんで、大変苦労したと伺っております。

それとまた8月の中頃ですか、NHKの「映像の世紀」という番組の中で、ドイツ軍が旧ソ連と戦争したときに、ウクライナのキーウという町を焼き払って、それでドイツ軍がソ連軍に攻めた、また、ドイツ軍が戦力が弱まってソ連軍が力をつけてきたときに、またドイツ軍が帰るときにウクライナの町を焼いたという、最近にきてまた現在でもウクライナが焼けた。3回も焼かれた映像を見せていただいたときに、平和というのは大事だなと思います。

だから、私も平和慣れしているというか、実際戦争を体験していないんですけども、平和が当たり前と思っているように、確かに世界を見据えて地球市民としての考えを持って不戦を日頃忘れてはいけないと思います。

そこで教育現場の教育関係者全ての方に何らかの形で不戦を、戦争しちゃいけないを忘れないように、何らかの形で標語などで不戦を訴えられないか。とにかく子どもや孫に私たちは今これから何を残してあげられるのかと思ったときに、戦争しちゃいけないんだよということを残していければいいのかと思ひまして、それで再質問としては、何らかの形で標語等をつくれないかということが再質問なんです。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 8番、宮野議員さんの質問にお答えします。

不戦、戦争をしてはいけないということで、標語を考えられないかということですけども、教育長の答弁にもございましたけども、平和教育につきましては、過去の戦争について悲惨さや平和の尊さ、日本国憲法、平和主義について学びます。その中で不戦という言葉だったり、それにまつわることを子どもたち感想で述べたりしていると思います。

また、平和教育に限らず様々な教育の中で平和の大切さを学んでおります。これからも

二度と悲惨な戦争は起こさないようにという平和教育を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、1問目の質問はこれで終了となりますが、再々質問があればお受けします。

○8番（宮野 亨君） 再々質問はございません。次、2問目に行かせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） どうぞ。

○8番（宮野 亨君） 学校におけるがん教育について。がんは日本人の死因の第1位であり、年間約38万人以上の国民ががんを原因として亡くなっており、生涯のうちにがんにかかる可能性は2人に1人とされているが、人口に占める高齢者の割合が増加していることもあり、年々増え続けている。

がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されている。学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動を取ることができるようにすることが求められている。本町は、がん教育の実施をしているが、健康と命の大切さを育むという視点でどのような取組をしたのか。また、その教育評価はいかがですか。お伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2問目の学校におけるがん教育についてお答えいたします。

学校におけるがん教育につきましては、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で必修化され実施しており、目的の1つ目は、がんの原因、予防、検診、治療方法などについて科学的な知識を学び、がんについての正しい理解を深める。2つ目は、がん患者やその家族に対する共感や命の大切さについて考え、命の大切さを学ぶ。3つ目は、がん予防に繋がる食生活や運動習慣、禁煙の重要性などを学び、実践し、健康的な生活習慣を身につける。4つ目は、がんに対する不必要な恐怖心や偏見をなくし、早期発見・早期治療の重要性を理解し、がんに向き合う態度を育てることとして実施しております。

小学校では6年生が保健の学習の一環として医師を招き、がんが他人事ではなく、自分事として捉えられる学習をしております。実際の授業では、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見、検診等の重要性を学ぶとともに、自分や家族、周りの人々の健康と命の大切さに気づき、今後の自分の在り方などについて考えております。

また、何よりも当人を支える周りの人が正しくがんを理解し、正しくサポートすることが大切だということを学び、子どもたちからは早期発見の大切さやがん検診に行くことの

必要性が分かった、がんが生活習慣病の一つだと分かった、検診を家族に勧めてみますなどの感想が多く聞かれます。

毎年、年度当初に教員に対してがん教育を適切に実施し、子どもたちががんを正しく理解するよう指示しております。

中学校では3年生が小学校と同じく医師を招き、ご指導いただいております。授業ではがんとは何か、がんの発症率、発症メカニズム、がんの治療法、がんの患者の生き方等を知っているようで知らないこと、はじめて知ることが多くあり、生徒たちから驚きの声もあります。

また、生徒たちのアンケートからも、がんについて正確なことを知ることがいかに大切なことであるか、異口同音に感想として上がっております。

このように小・中学校では授業を通じて健康と命の大切さを育むことにつきましても対応しており、限られた時間の中で適切に指導を行っております。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問はありますか。

○8番（宮野 亨君） 再質問ございません。小学生や何かに気をつけなさいよと注意されないように、ちょっと気を引き締めます。

以上で終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8番、宮野亨議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後3時10分から再開します。

午後2時56分休憩

午後3時10分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、大澤由香里議員の一般質問ですが、事前に防衛白書と投票支援カードを使用して説明したいという申出がありましたので、確認の結果、許可しましたので、ご承知おきください。

それでは、大澤議員には2問の通告を受けておりますので、まず1問目の質問を許可します。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 通告によりまして2点質問いたします。

まず1点目、選挙の投票率向上（投票支援）の取組について伺います。

高齢者が半数以上を占め、その割合も年々高くなっている当町においては、住民の大切な1票を無駄にすることがないように投票支援の取組の重要性が増しています。

7月の参議院議員選挙では、無効票が選挙区で172票、率にして7.54%あり、東京都では青ヶ島8.47%、檜原村8.39%に次いで3番目に高くなっています。前回も170票、6.76%で同傾向でありました。比例区では前回158票、6.28%で、今回は102票、4.47%と若干減少はしましたが、依然として高い傾向にあります。

前回の参議院議員選挙後の令和4年第3回定例会において、相田議員からこのことについてどう捉えるかと問われ、町は東京都選出は候補者名、比例代表については政党名のほかに、名簿登載のある候補者名を書くことができるため、高齢者による記載の誤りが多くあるのではないかと考えられると答弁されました。

今回の選挙でも開票立会いをさせていただきましたが、比例区の投票用紙に選挙区の候補者名が書かれた無効票が多く見られました。ほかの自治体では、投票所において高齢者や障害のある方がサポートを受けやすくするために投票支援カードを導入するところが増えています。投票支援カードとは、投票所で代理投票やほかの支援が必要な方が対応してほしい内容を事前に記入して受付に提示することで、投票所の係員から必要な支援をスムーズに受けることができる用紙です。カードとは言いますが、A4判の用紙で、このようなものです。導入している自治体はホームページからダウンロードできるようにしてありますし、入場整理券と一緒に郵送しているところもあります。

町の投票支援の取組と投票支援カード導入について町の見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、大澤由香里議員の一般質問の1問目、選挙の投票率向上（投票支援）の取組についてお答えをいたします。

7月の参議院議員選挙では、東京都選出の無効票は172票で、その内訳は白紙投票が34票、単に雑事を記載したものが70票、候補者の何人かを記載したかを確認し難いものが6票あり、このほかに候補者等でない者の氏名を記載したものは62票でありました。

また、比例代表選出では無効票102票中、白紙投票が33票、単に雑事を記載したものが19票あり、このほかに名簿登載者等でない者、名簿届政党以外の名称等を記載したものは50票でありました。

これらの結果から白紙投票や単に雑事を記載したもの等を除くと、議員が説明された事

項に該当する無効票数はそれぞれ半分以下になりますが、この無効票を減少させていくことが実質的な投票率の向上にも繋がっていくものと考えております。

ご質問の投票支援に関して、町では期日前投票所である役場地下1階会議室に、当日は10か所の投票所にコミュニケーションボード（掲示用及び手元用）を用意して、投票支援が必要な方に情報提供を行っております。

また、投票事務に従事する町職員は、投票に来られた方が戸惑っている場合、或いは今回の参議院議員選挙のように、2種類の異なる投票をする場合等、スムーズな投票が難しいと見受けられる場合には、単に投票手順だけを伝えるのではなく、投票に来られた方一人一人の状態を考慮して職員側から声掛けを行い、正しい投票ができるように投票支援を行っております。その上で投票される方が代理投票等を希望すれば規定に従い対応しておりますが、投票の自由や投票の秘密を守る観点からも適切な投票支援に努めております。このように町といたしましては、小規模であるが故のきめ細やかな対応を行っております。

投票支援カードについては、現在の対応以上の効果は見込めないものと認識しているため、その導入は行わない方針であります。今後も正しい投票に資するよう投票される方々に対して丁寧な対応を行ってまいります。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（大澤由香里君） 小さい町ならではのきめ細かい対応を取っているとのことご答弁でした。確かにこれまで私も何度か投票をいたしました。が、小さい町なので、投票所が投票する人であふれ返るということもなく、入場から退場までスムーズに投票できています。何かあればすぐに気がついてくれる体制であるとも思います。

しかし、多くの方が言われるのは、投票所に入ると多くの係員の方に一齐に注目され緊張するということです。そして、張り詰めた空気に居たたまれず、できるだけ早く済ませて立ち去りたい衝動に駆られるそうです。

ご意見を聞く中で、覚えていた政党や候補者名を忘れたり、混乱してしまったりして、確認したくても記載台の前に貼ってある一覧表では字が小さくよく見えないし、候補者が多過ぎて探すのが大変、視線が気になってじっくり探すこともできないという方が少なからずいました。無効票の中に点だけ書かれた票や白票がありましたが、こういった背景の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。せっかく投票所まで足を運んでおきながら、無効票になってしまうことは非常に残念です。

町長が言われましたように、投票率向上には、こうした無効票を減らす取組が重要だと考えます。

そこで2点再質問させていただきます。

投票支援に関して、町では期日前投票所である役場地下1階会議室及び当日は10か所の投票所に掲示用と手元用のコミュニケーションボードを用意して、投票支援が必要な方に情報提供を行っているとのことですが、直近の選挙、7月の参議院選挙になるかと思いますが、どれくらいの利用があったでしょうか。

2点目、掲示されている一覧表では字が小さく探すのが困難なので、あいうえお順に政党名や候補者名が大きな字で書かれた冊子のようなものが記載台に置かれてあるとありがたいというご意見がありました。ご見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからの再質問のほうにお答え申し上げます。2点ございました。

1点目でございます。直近である7月の参議院選でのコミュニケーションボードの利用状況ということでございます。こちらにつきまして期日前につきましては総務課のほうで対応しております。また、当日10か所の投票所があるということで、各投票事務の関係の従事者、管理者等に確認しましたが、7月の参議院選においての利用実績はなかったということであります。ただ、過去に何回かそれを使ったという事実はあるということは確認しております。

それから、2点目ということで、あいうえお順だとか、字が小さいとかいろいろそういうことがあるということで、その辺の対応はというお話かと思いますが、字が小さい部分については、これは受け身的な話になってしまうんですけど、拡大鏡とか老眼鏡は用意は各投票所にはさせていただいておりますので、必要に応じて利用はされているという状況は確認しております。

また、先程お話ありましたけども、確かに投票所に入ると、管理者だとか立会人さんは正しく投票していただきたいので、どうしても注目をしてしまうというところがあって、それが逆に投票に来られた方からすると監視されているみたいな、緊張してしまうというそこはそういうお声も聞いているのは事実ですので、その辺はなかなかそれぞれの立場のことがありますので、ご理解いただくしかないのかなというふうには思っておりますけど、なるべく柔らかい雰囲気迎え入れるような形にはしたいと思っております。

そういった中で、いろいろな順番だとか大きな字というようなことなんですけども、ここは公職選挙法の規定がありまして、候補者名簿登載とかもそうなんですけど、全部順番が決められているんですね。サイズも基本的には決められておりますので、それを町で独

自に変えるということは、逆に言うと法に触れてしまうので、できないというところになっております。

それから、今回開票立会人を大澤議員にもしていただいたという状況で、当日の状況もお伝えしていただいたところなんですけども、点だけ、線だけというのもありますけど、それも実は投票した方からすると、どういう意図でやっているかというところは、こちらから余り言わないほうがいいのかなと、それはちょっと私のほうの考えなので、そこもいろいろな意味合いがありますので、その辺についてはなるべく公表はされないほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、これで1問目の質問は終了ですが、再々質問があればお受けします。

○5番（大澤由香里君） 再々質問させていただきます。コミュニケーションボードの利用実績は、直近の参議院選挙ではなかった、過去には数回あったということでした。私が聞き取りをした際にもコミュニケーションボードというものが置かれていることを認識していた人はいませんでした。投票所では緊張するため、周りを見る余裕がないのだと思います。そもそもコミュニケーションボードがどういうものなのかも知らない方がほとんどでした。周知不足ではないかと感じた次第です。

支援が必要な方のための支援するツールがありますよとお知らせしておくことは重要だと思います。それには緊張して周りが見えなくなる投票所ではなく、入場整理券の送付時に知らせることが有効ではないでしょうか。入場整理券と一緒に投票支援カード、先程お見せしましたこういうものが一緒に入っておりますと、送付することで支援が必要な方はあらかじめ支援してほしいことを落ちついたご家庭で記入しておけます。文字を書くことが困難な方なら代筆してもらえることが分かるだけでも投票のハードルが下がります。

先程の用紙ですと、「投票用紙を代わりに書いてほしい」のところにチェックしておくだけです。支援カードには「本人の代わりに投票所の係員が投票用紙に書くことは法律で認められています」や「投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません」と書かれているので、法的にできることとできないことがはっきり分かります。住民の中には代筆ができるということを知らない方もいらっしゃいました。

また、候補者名などが書かれたものを持参してはいけないと思っている方が意外といました。候補者名や政党名の書かれたメモを持ち込んで見ながら書くこともできますという一文も、こういう用紙に添えられていれば、メモを見ながら書くことで間違いは減らせま

すし、文字を書くことが困難な方なら、そのメモを見せて代筆を頼むということで、言葉を発せなくても投票ができ、よりハードルが下がります。町の支援がありますよというPRにもなるこの投票支援カードの導入について再度質問いたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからの再々質問にお答え申し上げます。

改めて投票支援カードの導入についてということでご質問をいただいたところでございます。先程申し上げましたように、確かに緊張して投票、本当に毎日あるものではないので、周りが見えなくなってしまうというところで周知不足の部分も否めないのかなというところは感じているところでございます。

大澤議員からは入場整理券の送付時に同封したらどうかというようなご提案でございました。それによってハードルが下がるのではないかというお話をいただいております。

この事例の投票支援カードですと、第一義的には代筆してほしいというようなことがあって、そのほか何か手伝いがあったらというところでそこに具体的に書くというような中身になっているかと思えます。

ただ、代理投票を頼まれる方が実際のところ1桁の人数という状況ですので、その効果がどうかというところは考えるところであります。逆に、各選挙が始まる前に町選挙管理委員会の名前で、いつが投票日ですよとか、期日前投票がいつからやっていますよというチラシを入れさせていただいているんですね。この辺が私どももよく逐次確認しなければいけないんですけども、わりと前例踏襲的なところがありますので、今そういったお話いただいた中で、お声かけくださいとか、そのメモの部分をどこまで書くかというのはあるんですけども、必要な周知を、例えばそこで記載して配布するというような形は可能かと思えますので、その辺を検討させていただければというふうに思います。

投票支援カードを入場整理券の中に入れるのは、またここちょっと電算処理とか業務委託している封緘までやってもらっている部分もあるので、また別の系統のものを入れるというのは煩雑でミスも発生すると怖いので、そこはできれば避けたいなという中で、町選管としてできることという、さっきのチラシの部分で何らか支援に値する文言を掲載するというようなことはちょっと考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、1問目の質問は終わりました。

次に、2問目の質問を許可します。

○5番（大澤由香里君） 次に、2点目質問させていただきます。子ども版防衛白書の小

学校配布について伺います。

防衛省が子ども版防衛白書を7月時点で全国約2,400の小学校に計6,100冊を配布していたことが分かりました。こういうものです。これはホームページに載っておりますので、ダウンロードして印刷しました。

防衛省は2021年から子ども版防衛白書を毎年作成していますが、学校への配布は今回がはじめてです。今回配布された子ども版防衛白書は、ウクライナがロシアに攻め込まれた理由は防衛力が足りなかったとし、抑止力が大切だと明記しています。また、中国やロシアなど特定の国を名指しして脅威をあおり、反撃能力を鍵とする軍事力強化の必要性を説いているほか、軍事的な緊張を高めている在日米軍は、地域の国々に大きな安心をもたらす存在と賛美するなど、意見が分かれる安全保障政策について政府の見解を一方的に教え込む内容となっています。

また、送付された学校によりますと、白書と一緒にアンケートも同封され、子どもからの感想を記入するよう要求していたり、活用実績に関する質問項目に「総合的な学習の時間に使用」という欄が設けられていたりと授業への活用を促す狙いが見られるとのことです。配布された自治体や教育現場で懸念や戸惑いが広がっています。

以下、伺います。

1、防衛省から奥多摩町に配布はありましたでしょうか。

2、この冊子は防衛省のホームページで見られますが、教育長はこの冊子を読んでどのような感想を持ち、どのように受け止められましたでしょうか。

3、冊子が配布された場合、取扱いはどのようにされるでしょうか。

お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2問目の子ども版防衛白書の小学校配布についてお答えいたします。

ご質問の1点目、防衛省から奥多摩町に配布されたかについてですが、奥多摩町には冊子は送付されておられません。また、東京都教育委員会へ確認したところ、防衛省からの依頼はなく、都内の区市町村教育委員会から送付について連絡等も入っていないとのことです。

ご質問の2点目、冊子を読んだ教育長の感想、受け止めはについてですが、全国約2,400の小学校に子ども版防衛白書が送付されていることが報道され、送付元は防衛省の

各地域を管轄する防衛局から直接学校へ送付されております。送付された学校も大変に困惑し、職員室などで保管を決めるところがほとんどであると聞いております。

感想につきましては、報道等で指摘がありますように、特定の国を名指しして軍事力強化の必要性を説いているほか、政治的に意見が分かれている安全保障政策などについて抑止力が大切と一面的な捉え方に繋がる可能性があるものなどが散見され、町には様々な国々にルーツを持つ子どもたちも在住しており、傷ついてしまう子どもや町民にも配慮する必要があると感じております。

ご質問の３点目、冊子の取扱いはどうのようにするのかについてですが、町教育委員会といたしましては、繰り返しになりますが、様々な国々にルーツを持つ子どもたちも町には在住していることと、傷ついてしまう子どもや町民にも配慮する必要があること、防衛省から東京都教育委員会へ依頼はないので、東京都教育委員会の判断等は示されておませんが、現段階では送付があったとしても子どもたちに向けて冊子を使った教育は行わない方針でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、これで２問目の質問は終了となりますが、再質問があればお受けします。

○５番（大澤由香里君） 再質問させていただきます。奥多摩町含め、東京都では配布されていない、万が一配布されても子どもたちの教育には使わないということで安心いたしました。

全日本教職員組合の調査によると、青森、岩手、山形、福島、栃木、長崎など８県に配布されたということですが、今後、防衛省は全国に広げる可能性もあります。

核軍縮が専門で、世界の安全保障の実態を踏まえた平和教育にも取り組んでいる長崎大学核兵器廃絶研究センターの中村桂子准教授は、この冊子は、日本の安全保障を軍事力の強化による抑止という一つの側面にフォーカスして説明している。しかし、実際の日本の対外政策は、平和国家として各国との外交関係の深化、経済的な結びつき、国際協調、軍縮不拡散など極めて多面的であり、この冊子だけでは子どもたちが日本の安全は軍事力だけで守られるという一面的な見方に陥ってしまう危険性がある。多角的、批判的思考を養う訓練が不十分な小学生に与えることは問題がある。ウクライナがロシアに侵攻された背景には複雑な歴史的経緯があり、防衛力が足りなかったからと結論づけるのは侵略者側の論理を正当化し、被害者に責任を転嫁することにも繋がりがねないと指摘しています。

また、小学校教師として長年にわたり平和教育に力を注いでこられた被爆者の山川剛さんは、過去戦争をはじめる大きな力になった一つは教育だった。小学生は教えられたこと

が丸ごと入ってしまう。小さいうちから学んだことは当たり前になってしまうおそれがある。特に配布対象が多角的、批判的な思考力がまだ十分に育っていない小学生である点に危機感を持つとしています。軍国教育を受け、戦争を体験された方のリアルな危機感だと思います。

教育基本法第 16 条は、教育は不当な支配に屈することなくとあり、政治権力が教育の内容に不当に介入することを禁じています。文部科学省を通さず、防衛省が直接各学校に送付するという問題とともに、国民の中に様々な感情や考え方がある中で、子どもの発達段階を考慮せず、政府の考え方を一方的に押しつける内容の冊子の活用を促すことは、教育の中立性を脅かす政治の不当な介入とも言うべき大問題です。

町では送られてきても子どもたちには見せない、一時保管という対応だということだと思いますが、政府による教育への不当な介入というゆゆしき大問題ですから、冊子が小学校へ送付された際には、ぜひとも声を上げていただきたい。

具体的には、西多摩や東京都の教育委員会で問題として取り上げ、教育現場で使わないことはもちろん、防衛省に対し、冊子を小学校へ直接送付することはやめるよう要請していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 5 番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

冊子の内容について国のほうにという話ですけれども、いろいろありますが、東京都、また西多摩郡の状況等を参考にしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 2 問目の質問はこれで終了ですが、再々質問があればお受けします。

以上で、5 番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第 2 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第 3 7 陳情第 2 号 「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る 9 月 3 日に経済厚生常任委員会に審査が付託され、3 日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、大澤由香里議員よりご報告をお願いします。

〔5 番 大澤由香里君 登壇〕

○５番（大澤由香里君） 経済厚生常任委員会の陳情審査報告をいたします。

当委員会は９月３日に開会された第３回定例会第２日に審査が付託された７陳情第２号「建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める国への意見書」提出を求める陳情書について、同日、委員と関係課長である環境担当主幹の出席のもと審査を行いました。

まず環境担当主幹から制度の概要説明を受け、その後、議会事務局長より近隣自治体の状況について報告を受け、直ちに審査に入りました。

環境担当主幹からは、当町のアスベスト含有調査の申請受付窓口は東京都多摩環境事務所であり、これまでの報告件数は３７件、そのうち国庫補助対象となる最も危険度の高いレベル１の件数は０件である旨の説明がありました。併せて多摩３０市町村のうち、調査に対する助成を実施しているのは八王子市と府中市の２市のみであるとの報告がありました。

更に、当町においては、建物の解体・改修工事についてアスベストに限定せず、空家等活用促進事業の交付金により空家解体を最大５０万円まで助成していること、また、年齢要件はあるものの、改修工事については移住・定住応援補助金により最大２００万円まで補助していることから、当町の補助制度は一定程度充実しているとの説明がありました。

次に、議会事務局からは、本陳情に関する近隣自治体議会での取扱い状況について、西多摩郡３町村全てで陳情が受理されており、檜原村及び瑞穂町では９月５日に産業建設委員会及び総務産業建設委員会で、日の出町では９月８日に厚生文教常任委員会でそれぞれ審議予定であるとの報告がありました。

以上の説明を踏まえ、委員からは次のような意見がありました。

本陳情の趣旨である石綿による健康被害防止のための周知徹底や制度拡大は重要な課題であり、その重要性は十分理解できる。しかし、直ちに全面的に採択するには課題が残っている。

費用助成の拡大には国費の大幅な投入が不可欠であり、その財源確保については国全体の財政状況を踏まえた調整が必要である。

補助対象をレベル３の建材まで拡大した場合、対象件数は、当町では３７件と報告されているが、全国的には膨大となることが想定され、制度の公平性や優先順位の設定に技術的課題が残されている。

補助制度の実施や周知を国、都道府県、市町村のどの行政レベルが担うのか、役割分担が明確でなく、小規模自治体においては独自対応に限界がある。

以上のことから陳情の趣旨そのものには賛同するが、国に対してアスベスト対策の更なる充実と国民負担の軽減を求めていくべきと考える一方で、その具体的な方法や制度設計については、今後の検討が必要であるとの意見が出されました。

以上の意見を踏まえ、当委員会としては採決の結果、7陳情第2号について全会一致で趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

7陳情第2号の経済厚生常任委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、7陳情第2号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。よって、これより採決します。

日程第3 7陳情第2号について経済厚生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、7陳情第2号については、本陳情を委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月12日となっておりますので、明日から9月11日までの6日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月11日までの6日間は休会することに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月12日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後3時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員